

厚生文教委員会会議録

平成21年3月13日(金)

(開会)09:57

(閉会)15:57

【案件】

- 1 議案第17号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 2 議案第18号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計予算
- 3 議案第19号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計予算
- 4 議案第49号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 5 議案第20号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第23号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算
- 7 議案第29号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
- 8 議案第68号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第33号 平成21年度飯塚市立病院事業会計予算
- 10 議案第36号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第38号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例
- 12 議案第40号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

【報告事項】

公用車による交通事故発生について	【中央公民館】
颯田保育所新築工事について	【保育課】
鯉田保育所の移譲について	【保育課】
飯塚東保育所の民営化について	【保育課】
子育て応援特別手当について	【児童育成課】
飯塚市教育委員会事業評価結果(平成19年度事業分)について	【教育総務課】

委員長

ただ今から厚生文教委員会を開会いたします。「議案第17号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第17号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計予算について、補足説明をいたします。

まず、歳出予算からご説明いたします。予算書の221ページをお願いいたします。

第1款)第1項)総務管理費につきましては、職員23人分の人件費及び国保税電算システム改造委託料を含め経常的な事務費を計上いたしております。223ページをお願いいたします。第2款)第1項)療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費の経費を計上いたしておりますが、第2目退職被保険者等療養給付費が大きく減少いたしております。この理由につきましては、医療制度の改正により退職者医療制度の対象者は、平成19年度は75歳未満であったものが、平成20年度は65歳未満となり、19年度と比べて20年度は大きく減少いたしております。また、医療費の年度の捉え方は、3月診療分から2月診療分となっておりますことから、20年3月分は旧制度で予算は20年度となります。20年3月の医療費は約2億6,000万円、20年4月以降は1ヶ月平均約4,000万円前後と大きく減少することとなりますことから、退職被保険者等療養給付費が大きく減少いたして

おります。224ページをお願いします。第2項)高額療養費)第3項)出産育児諸費)第4項)葬祭諸費につきましては、昨年の実績をもとにそれぞれ所要額を計上いたしております。第3款)第1項)後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療の年度の捉え方が3月診療分から2月診療分となっております。このため、4月に創設された後期高齢者医療の20年度分は1ヶ月分となり、21年度分は12か月分となりますことから、予算が増加いたしております。225ページをお願いします。)第4款)第1項)前期高齢者納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金の納付基準額に基づいて、予算を計上いたしており、2年後に清算することとなります。第5款)第1項)老人保健拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の発足により老人保健制度は19年度で廃止され、21年度では新規の請求はなく月遅れ請求などのみとなっておりますことから、減額計上となっております。第6款)第1項)介護納付金につきましては、2号被保険者に対する介護給付費納付金226ページをお願いします。第7款)第1項)共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業に拠出するもので、社会保険支払基金や国民保険団体連合会が示す算出基準に基づき予算額を計上いたしております。第8款)第1項)特定健康診査等事業費につきましては、特定健診及び保健指導に係わる経費を計上いたしております。20年度は健診受診率45%を目標といたしておりましたが、21年度では50%、約12,800人を目標といたしておりますことから、関係費用が増大いたしております。なお、24年度には受診率65%となることを目標といたしております。227ページをお願いします。第2項)保健事業費につきましては、75歳以上の方を対象としたはり、きゅう施術費給付金を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明をいたします。214ページをお願いいたします。第1款)1項)国民健康保険税につきましては、20年度と比較して一般分が減少し、退職分が増加いたしております。これは、国保世帯の所得につきましては、年々減少傾向にあることから、国保税につきましても減少傾向にあること、また、医療制度の改正により退職者医療制度の対象者は、平成19年度は75歳未満であったものが、平成20年度は65歳未満と改正されておりますが、20年度当初予算編成において、退職被保険者数を低く見積もりすぎていたことによるものです。216ページをお願いします。第3款)第1項)国庫負担金につきましては、一般療養給付費分・老人保健拠出金分・介護納付金分・支援金分に係る国の負担率34%、並びに高額医療費共同事業の負担率1/4、特定健康診査等負担金の負担率1/3を計上いたしております。217ページをお願いします。第2項)国庫補助金につきましては、財政調整交付金として、市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金並びに精神・結核等の医療費に関する特別調整交付金を計上いたしております。第4款)第1項)療養給付費交付金につきましては、退職被保険者にかかる療養諸費、高額療養費等から退職分国保税を除いた分が交付されます。21年度は退職の療養諸費等の減少により交付金も減少することとなります。5款)1項)前期高齢者交付金につきましては、交付金の交付基準に基づき算出したしておりますが、21年度予算は大きく増額いたしております。これは、前期高齢者の医療費に関する財政調整は20年度から始まったもので、20年度の当初予算策定時では不明な点が多かったことから概算で計上いたしておりましたことによるものです。第6款)第1項)県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担率1/4、特定健康診査等負担金負担率1/3を計上いたしております。218ページをお願いします。第2項)県補助金につきましては、定率交付金及び財政健全化交付金を計上いたしております。第7款)第1項)共同事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会からの高額医療費共同事業負担率1/2及び保険財政共同安定化事業交付金を計上いたしております。第9款)1項)一般会計繰入金につきましては、約2億2000万円の増加となっております。この主な理由につきましては、低所得者の保険税軽減が増加したことにより保険基盤安定事業繰入金及び財政安定化支援事業繰入金が増加したことによるものです。以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

何点が聞かせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。それでは223ページ、歳出のほうからですが、療養諸費3億2700万円くらいの減ですね。それから高額療養費というのが224ページにあります。これが9500万円ほど減っています。さらに、出産育児費というのが124万4千円くらい減ってる。葬祭費が27万6千円減ってるという状況があります。それぞれ、どういう理由なのかを説明していただきたいと思います。

健康増進課長

療養諸費の減額の主な理由につきましては、退職費保険者等療養給付費3億3900万円の減によるものが一番大きな理由でございます。平成20年度から前期高齢者医療制度が始まったため、先程も申しましたように65歳以上74歳以下の退職被保険者は一般療養給付費で支出されるようになりました。そのため、平成19年度は75歳未満であったものが平成20年度は65歳未満となり、19年度と比べて20年度は被保険者が大きく減少いたしております。また、療養給付費の年度のとらえかた、3月診療分から2月診療分となっておりますことから、平成20年度の退職者医療制度の当初予算は平成20年度3月分、これは旧制度になりますけれども、2億6千万円ほどになります。20年度4月分から21年度2月分、これ1ヶ月平均がだいたい4800万円ほどになります。合計いたしますと、約7億9200万円ほど、これを計上いたしております。平成21年度では、平成21年3月分から22年の2月分、1ヶ月平均約3770万円、21年度予算では4億5200万円を計上いたしております。また、平成20年度当初予算の編成で退職医療制度に該当する75歳未満の高齢者を対象に医療費を見積もったことから、ひとり当たりの医療費を高め設定いたしております。このようなことから、退職被保険者等医療給付費が大きく減少いたしております。この原因によりまして、療養諸費が大きく減少しているということになります。

続きまして、高額療養費の増額理由でございます。やはり、退職被保険者につきましては平成19年度と比べて20年度は被保険者が大きく減少することになります。このため、20年度の退職高額療養費を3300万円ほど見込んでおりましたけれども、旧制度の高額療養費の請求、これが後で請求されることになりますものですから、半年ほど続きまして、平成20年度での決算見込みが7800万円ほどになっております。21年度予算につきましては、最近の推移を見ながら計上いたしておる次第であります。一般の高額療養費につきましては、退職の高額療養費を低く見込んでいた分、一般の高額療養費を高く見込んでおりました。21年度分につきましては同様に、最近の推移を見ながら計上いたしております。このようなことから、退職の高額療養費が減となり、一般の高額療養費は増となっている理由でございます。

それと、出産育児諸費になりますが、平成19年度の出産状況につきましては4月から9月において1ヶ月あたりだいたい18.8人ほどございました。20年度予算において、1ヶ月あたりだいたい20人を見込んで予算計上いたしておりましたけれども、20年度において、実際に4月から9月においては1ヶ月あたり13.3人、減少いたしております。このことから、平成21年度においては、15年度から5年間の平均であります1ヶ月16人、年間292人を見込んで予算計上いたしております。

葬祭費につきましては、20年度予算では283人、1ヶ月あたり23.6人を見込んでおりましたが、4月から9月において1ヶ月あたりだいたい15.5人の計算を出しておりますので、平成21年度では年間186人、1ヶ月あたり15.5人を見込んで予算計上いたしておる次第でございます。以上でございます。

楡井委員

療養諸費、さらには高額医療費の関係では、被保険者の人数の増減、ここでいえば減という

ことで金額が減ったというお話であったと思います。出産育児費が減、減らすような方向では、先程、今の説明では、出産人数が減ってきているというようなことのように思いますが、この何年間かの平均を取ってところが、代表質問でしたかね、1歳から4歳までの幼児が増えてるとい話がありましたよね。その推計からすると、出産・育児の費用を減らすというのは、合わないんじゃないかと思うんですが、どうですかね。

健康増進課長

実際の予算計上につきましては、実際の申請件数に基づいて、それに合わせて計上させていただくのが通常とは思っております。それで、もし急激にまた伸びてまいりましたら、補正をお願いさせていただきたいと思っております。近年の出生の状況でございますが、私どもが現在やっておりますのは国保会計だけございまして、若年層というのは減少傾向にございますので、減っているのかなと思っております。市全体とはまた異なりますので、その点はご理解をお願いいたします。

楡井委員

この国保会計と市全体の動きというのは、余り関連がないとはいえないけれども、そういう意味ではやっぱり、政策がお金の数字で反映されるわけですよね。そういう意味では、子どもさんたちをもっと増やそうじゃないかという取り組みをやっているわけですし、さらに団塊の世代の子どもさんたちのまた子どもさんたちが今、増えていってるという状況ですから、この何年間かは増加傾向にあるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけですよね。そういう意味では、増えたら補正すればいいじゃないかというような考え方を数字に表してるということであれば、政策上そういうふう考えたらいかんのじゃないかなというふうに思います。

葬祭費についても、亡くなる人が少なくなっているということは、それはそれで大切なことだし、喜ばしいことだと思います。そういう意味では逆に今度は高齢化率というのがなかなか心配ですけども、これも介護保険や後期高齢者医療との絡みもあるから、しっかりこの関係もみていかなければいかんのではないかと思います。とりあえず、出産・育児については政策上の問題を指摘しておきたいというふうに思います。

それでは、後期高齢者支援分というのが224ページにありますけど、これ、1億7766万円の増、これは人数の増加だという説明だったように思いますけれども、そういうことでいいですかね。

健康増進課長

後期高齢者の支援金につきましては、広域連合試算がなされております。加入者一人当たりの負担額の見込み額が増加したこと、また後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まったことから、4月から2月までの11ヶ月が算定基礎となっております。平成21年度は12ヶ月予算になりますので、その1ヶ月分が大きいということになってまいります。このようなことから増額させていただいております。最終的には、2年後にまた精算ということになります。

楡井委員

説明の一番はじめに、負担額が増えたという言葉があったように思うんですが、これ、もう少し詳しく説明してください。

健康増進課長

ひとり当たりの単価が出されてございまして、平成20年度が41,358円、21年度が43,251円ということで試算されております。

楡井委員

続きまして、同じ224ページに介護納付金7,785万6千円というのが減になっていますけれども、これの理由を説明してください。

健康増進課長

介護納付金につきましては、社会保険の診療報酬支払基金の見積によるものですが、ひとり

当たりの負担見込み額の減少、また対象者の減少による減額となっております。単価にしましては、平成20年度が53,707円、21年度が50,300円、人数は、20年度が13,382人、21年度が12,920人となっております。

楡井委員

214ページに戻っていただけますでしょうか。国保税が2億1,500万円余り減っております。この理由と、それから同じく退職者分の1億755万円くらいの増。この二つの数字の説明をお願いします。

健康増進課長

近年の国保世帯の所得につきましては、年々減少傾向にあります。このため、軽減額が増加いたしております。このことが、国保税の減少している大きな要因だと考えております。また、医療制度の改革によりまして、これは何度も申し上げましたけれども、平成19年度と比べまして20年度の被保険者は大きく減少することになります。20年度の当初予算の算定におきまして、退職被保険者の見込みを過少に見込んでおりましたもので、見込みより多くなりましたものですから、21年度におきましては退職被保険者分が増加しているという状況でございます。

楡井委員

214ページから215ページにかけて、滞納分の数字なんですけど、4節・5節・6節で合わせて1億2,400万円くらいの計上になっているようです。滞納分はそれぞれ何%くらいになっているのか、これについて説明していただきたいと思います。

それから、これも総額でいいと思いますけど、今年度の予算をきちんと執行できたとして、どのくらいの滞納額が残るのか、そのことについてお知らせいただきたいと思います。

健康増進課長

滞納繰越分の徴収率でございますが、医療給付費分の滞納繰越分につきましては15.2%で計上いたしております。介護納付金分につきましては12.9%、後期高齢者支援金につきましては22.5%を見込んでおります。そして、その率を徴収できたとして、いくら滞納額が残るかということでございます。医療給付費の一般被保険者分につきましては、約6億600万円、介護納付金につきましては6,360万円、支援金分につきましては約2,090万円が滞納として残ることになります。

楡井委員

そうすると、滞納分合わせて6億8千万円強ということになるんですかね。これは、一時的には10億円くらいになってたような気もするんですけど、私の記憶間違いでしょうか。それから見れば随分減ってきているかなというふうには思うんですけど。その点は、どういうことでこういうふうに減ってきてるのかどうか。いわゆる、不納欠損あたりでポンと落としてしまったかどうかもあると思いますし、収納率の引き上げということがあったのかもかもしれませんけど、その点はいかがでしょうか。

健康増進課長

以前、申し訳ありませんが、どの程度滞納があったかというのは把握しておりません。恐らく、今言われましたように不納欠損もされておりますし、徴収につきましても、現年度も頑張って納税課のほうでされておりますので、そういうことが理由ではないかと考えております。

楡井委員

不納欠損もあるし徴収の強化もあるだろうということではありますが、徴収の強化はかなりひどいんですね。何人も相談を受けますけど。これについては直接の担当じゃないかと思えますけれども、市民の暮らしをしっかりと見て、可能な範囲ということでの徴収にさせていただかなきゃならないというふうに思いますので、これは直接の課ではないでしょうから、市長のほうにもよろしく願いしておきたいと思えます。

228ページに進ませていただきます。担当課、健康増進課ですか、職員が5人増えるということになっているようであります。当然、予算も増えることになるというふうに思いますけれども、この5人の職員の方たちが増えた理由、それから、どういう部門で働かれるのか、その点の説明をお願いいたします。

健康増進課長

5人増の理由でございますが、まず20年度より始まっております特定健康診査のために4人増をいたしております。それと滞納整理主査1人の計5人の増となっております。

榆井委員

全体として、この特定健康診査、これがまだ予定どおりいってるといふふうに報告があったように思います。さらには、21年度も含めて頑張らないといかんということですけど、この特定健診から今のところわかってる内容というのは、そういう意味ではまだ集約とかされてないですか。

健康増進課長

受診率とか、そういう面でお答えさせていただきます。特定健診につきましては、40歳以上の被保険者に対しまして、糖尿病などの生活習慣病を予防することを目的として実施いたしております。平成20年度から24年度で受診率65%を達成することが義務付けられております。本市では達成するために平成20年度から45%・50%・55%と、1年について5%刻みで目標設定をして努力いたしておる次第でございます。平成20年度では9,017人、率にして39.6%の方々が特定健診を受診されて、必要な方には配置いたしました職員によります保健指導を行っているところでございます。予算につきましては、21年度は50%の受診率を設定しているため増額をお願いしているところでございますが、なかなか50%というのは非常に厳しいものがありますけれども、頑張っって目標達成に向かって努力したいと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

質疑の過程での分析がまだ出来ておりませんが、後期高齢者医療関連、それから保険証等の問題がありますので、態度表明としては反対ということによりよくお願いします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第17号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計予算」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第18号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計予算について、補足説明をいたします。老人医療につきましては、19年度をもって制度が廃止され、後期高齢者医療制度へと移行いたしておりますが、老人保健特別会計は、残務処理のため22年度まで継続いたします。歳出についてご説明をいたします。236ページをお願いします。第2款)医療諸費)第1項)医

療諸費)3,469万1千円につきましては、制度が19年度をもって廃止されておりますので、21年度での新たな請求はありませんが、過誤請求や過年度の療養費、高額療養費などの支払に備えるものです。234ページをお願いします。歳入は、第1款支払基金交付金)第2款国庫支出金)第3款県支出金、第4款繰入金につきましては、歳出の医療諸費の金額等に対する国、県、市及び社会保険支払基金の負担割合に基づいて計上いたしております。以上で、老人保健特別会計予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第18号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計予算」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第49号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」は関連がありますので一括議題といたします。

なお、採決はそれぞれ行います。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第19号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第49号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

介護保険事業は、介護保険法におきまして3年を一つに期間として、サービスの事業量、事業計画を定めるように規定されており、平成21年度から23年度は第4期事業計画期間となります。「平成21年度飯塚市介護保険特別会計予算」の保険給付費、地域支援事業費などの事業量、「飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」で定める介護保険料は、先の委員会で報告しました「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の答申の推計値に基づき算定したものです。

先に、介護保険料の算定概要について、お手元の資料で説明をさせていただきます。4枚つづりの資料を配付しておりますので、これをご参照願います。資料の1ページをお願いします。

「介護給付費及び保険料負担推計の考え方」の表の区分の「1 高齢者人口の推計」、から「6 地域支援事業費の推計」まで掲げております。「5の介護給付費の推計」をするために、1番から4番までの手順で計算をします。

まず、「1の高齢者人口の推計」ですが、これは、人口推計ワークシートを用いまして、将来の高齢者人口を推計いたしております。

次に「2の要介護者の推計」につきましては、平成20年7月の要介護認定者の性別・年齢別・要介護度別認定率をもとに推計しております。その推計結果は、下段の数字のとおりで、23年度には7,100名になると推計しています。

次に、「3の居住系サービスの利用者数の推計」につきましては、介護保険3施設やグループホーム、特定施設などの定員、利用実績を勘案して推計しております。その推計結果は、1,700人台で推移すると見込みました。

次に「4の居宅サービス利用者数の推計」は、平成20年7月の受給率をもとに推計しております。各年度推計結果は、下段の数字のとおりでございます。(4202人から4484人)

次に「5の介護給付費の推計」ですが、20年度の施設・居宅等のサービスごとの給付実績単価を基礎として、国から提供された「介護給付等対象サービスの見込量シート」を用いて、

介護報酬の改定率を考慮して給付費を算定し、3年間の合計は309億4,369万3千円となっております。各年度の推計結果は、下段の数字のとおりでございます。

次に「6の地域支援事業費の推計」ですが、5で推計した介護給付費に3%を乗じた額が地域支援事業費の上限額となります。3年間の合計は9億2,727万9千円、各年度の算定結果は、下の数字のとおりでございます。

次の左下の表「第1号被保険者が負担する経費」ですが、第1号被保険者の人が保険料で負担する経費を算定します。まず、介護給付費309億4369万3千円に対する負担割合ですが、50%は公費(税金)で、30%は40歳以上64歳までの人が納める保険料で賄われ、残り20%の保険料で賄うべき部分で第1号被保険者(65歳以上)の負担割合は本来20%となります。しかし、本市の場合は、全国平均より後期高齢者の割合が高く、所得水準が低いこともあり、国からの調整交付金が7.35%と交付されますので、65歳以上の負担割合は17.65%となり、負担額は54億6,156万2千円となります。

次に、地域支援事業費9億2,727万9千円の第1号被保険者の保険料負担分は20%で、負担額は1億8,545万6千円となります。

次に、財政安定化基金拠出金は、保険料収納率の低下や給付費の増大により、保険財政が悪化した場合に、県設置の基金から資金の借入を行うことができ、その財源を負担するための拠出金ですが、第4期事業計画期間は基金への拠出がありませんのでゼロとなります。

以上、第1号被保険者の人が保険料で負担する経費は合計で、56億4701万8千円となります。

続きまして、2ページをお願いします。「所得段階別の第1号被保険者数及び補正人数」の表です。第3期は、6段階設定をしていましたが、第4期は税制改正に伴う保険料の激変緩和措置の終了を考慮して、8つ段階に区分した多段階設定で一定所得水準の被保険者の負担軽減を図ることにしたものです。左から順に所得段階の区分(第1段階から第8段階そして合計)、年度ごとの人数、年度の計そして保険料基準額に対する負担割合、最後に補正後の人数の欄があり、縦に第1段階から第8段階そして、合計の被保険者の人数の表となっております。

所得段階別の3年間の人数の計A(合計97,910人)に基準額を払うことになる被保険者数の段階ごとの負担割合B(0.5から1.5まで)を乗じて、計算した人数(基準額を払うとした場合の人数に換算したもの)が一番右の欄になり、3カ年の合計が補正後の第1号被保険者数で89,126人となり、保険料算定の基礎数字となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。「第1号被保険者保険料の算出」ですが、1ページで算出した3カ年で第1号被保険者の負担すべき経費が56億4,701万8千円を、補正後第1号被保険者数89,126人、保険料の予定収納率98.40%、更に12ヶ月で割りますと介護保険料額が算出されます。56億4,701万8千円をそのまま式に当てはめて計算すると、下の方の印の基金等を活用しない場合の第4期の本来の保険料月額5,366円、第3期と比べ約7.9%の上昇となるものです。しかし、第3期においては、実際の給付費が事業計画の給付額を下回ることにより、余剰金が生じ、介護給付費準備基金に積み立てをしています。また国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金がありますので、これを取り崩し、合わせて4億1100万円を活用し、多段階設定で一定所得水準の被保険者の負担軽減を図るとともに、保険料基準額を現在に水準に維持していくこととしたものです。第1号被保険者が保険料として負担すべき額に基金4億1100万円を控除し、高齢者が負担すべき額を52億3601万8千円に減額できます。21年度から23年度にかけての月額4,975円と現行基準額に維持していくこととしたものです。

続きまして、4ページをお願いします。4ページの表「第3期と第4期の保険料比較」は所得段階区分別の保険料比較表でございます。左の表が現在の保険料区分で、右の表が次期保険料区分の表になります。第3期は、平成17年の税制改正による急激な保険料の上昇を抑制するため第4段階及び第5段階において、激変緩和措置を行っていましたが、この措置が平成

21年度に廃止されることとなります。しかしながら、介護保険法施行令の附則の改正により、平成21年度から平成23年度の特例として「第4段階において公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者について、保険者の判断によりその基準額に乘じる割合を軽減すること」ができるようになりました。この改正をうけ、第4期においては、旧第4段階を二つに区分し、基準額の0.91の段階を新たに創設し5,689人に対象者を拡大し軽減を図ります。また、旧5段階においては二つに区分し、住民税課税者で合計所得金額が125万円未満で基準額の1.16の保険料率を新たに創設し、3,525人を対象とした負担軽減を図ることとしております。全体で8つ段階区分とした多段階設定の保険料としております。激変緩和措置は、17.1.1現在65歳以上であったもので対象ですが、これは20年度をもって終了します。今回の軽減段階の設定は、一定所得水準の高齢者H17.1.2以降の65歳以上も含みが対象となるため人数3300人から9200人と拡大するものです。

資料の説明を終わりました。議案書の120ページをお願いします。次に「議案第49号飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。平成21年度から23年度まで3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるものですが、資料で説明しました8つの区分の保険料額に定めるものです。新旧比較表にて説明をいたします。122ページをお願いします。保険料は、所得区分に応じて設定することとなっておりますが、第4期の保険料につきましては、資料で説明しました所得段階区分を細分化し、6つから8つの所得段階区分に変更するものです。第3条及び第5条の各条項において介護保険法施行令の適用条文の整備のため施行令第38条から施行令第39条に改めております。施行令第38条は保険料区分が標準的な6段階区分となる場合の適用条文です。今回保険料段階区分を7区分以上とする場合は適用条文が施行令第39条となるものです。なお、第3条第5号において住民税課税者で合計所得金額が125万円未満である者の保険料額を新たに69,250円と定め、また、附則の2において、「住民税課税世帯に属する課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の住民税非課税者の保険料額を新たに54,320円と定め。従前、保険料区分6段階区分に2区分を追加し、全体で8つ区分と改めたものです。以上で条例の補足説明を終わります。

次に、予算の説明をさせていただきます。議案第19号「平成21年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の237ページをお願いします。

本予算は、先ほどご説明いたしました新保険料を含む第4期介護保険事業計画をもとに建てた、3ヵ年の初年度の予算となります。

「保険事業勘定」の方から、241ページの1総括の(歳出)の表をお願いします。保険事業勘定の歳出予算(一番下)の合計は107億5738万3千円を計上し、前年度当初予算から3億3997万3千円(3.3%)の増加となっております。この増の主なものは2款)保険給付費の4億6481万9千円(4.8%UP)の増で、保険給付費は101億4276万4千円と保険事業勘定の予算の94.3%を占めています。なお、財政安定化基金拠出金ゼロ円は、保険者の保険財政の安定な運営に資するため、県に設置されています財政安定化基金に拠出するものでございます。21年度から拠出はありません。

事項別明細書に基づき歳出のほうから、主な項目のみ説明します。

247ページをお願いいたします。1款)総務費、1項)総務管理費、の1億7470万3千円は介護保険業務に携わる職員(21人)の人件費等経常的な経費が主なものであります。

249ページをお願いします。同款)3項)介護認定審査会費の1億393万円(250P)は、1目)介護認定審査会費の1節)介護認定審査会委員の報酬1,789万7千円及び、(介護認定審査会(15合議体 委員105名分)が年間8,300件の介護認定審査を行うため、288回分の介護認定審査会の委員報酬)同じく2目)認定調査等費の7節)賃金3,785万7千円(介護認定調査員14名分)並びに12節)役務費の主治医意見書等作成手数料3,537万2千円(8,300件分)などが主なものでございます。

次に250ページをお願いします。2款)保険給付費、1項)介護サービス等諸費、1目)居宅介護サービス給付費 30億3,054万2千円から252ページの5項)その他諸費、1目)審査支払手数料1,114万2千円まで保険給付費101億4,276万4千円は、介護保険事業計画の基づき国からしめされたワークシートに基づき給付実績、今後の見込み等を勘案して介護給付費を積算したものです。253ページの3款)地域支援事業費、1項)事業管理費9,093万8千円は地域包括支援センター業務に携わる職員(11人分)の人件費が主なものでございます。254ページをお願いいたします。同款)2項)介護予防事業費の9583万3千円は、1目)介護予防特定高齢者施策事業費の生きがい活動支援通所事業、食の自立支援事業などの委託料3,447万6千円及び2目)介護予防一般高齢者施策事業費の地域ネットワーク活動推進事業の補助金2,236万1千円が主なものであります。

255ページをお願いいたします。同じく3項)包括的支援事業・任意事業費の1億3,589万8千円は、1目)総合相談事業費13節)委託料、在宅介護支援センター運営事業委託料5,800万5千円、及び2目)任意事業費は13節)委託料6,614万円が主なものであります。4款)基金積立金、1項)基金積立金1目)介護給付費準備基金積立金の332万4千円は、20年度に積み立てた基金の預金利子や運用収入を基金に積み立てるものです。

歳出を終わりました、歳入の説明をいたします。242ページをお願いいたします。1款)保険料は、人口推計ワークシートを用い高齢者人口を把握し、第1号被保険者の人数、所得段階別の割合などの動向を参考として、新保険料区分で人数を見込み計上しております。1項)介護保険料、1目)第1号被保険者保険料、1節)現年度分特別徴収保険料15億4,819万2千円は公的年金から特別徴収者を2万8,518名の保険料収入を計上しています。2節)現年度分普通徴収保険料1億7,946万6千円は普通徴収者3,792名の保険料を計上しております。なお、現年度分全体の徴収率は98.45%(前年度98.44%)を見込んでおります。次に3款)国庫支出金、1項)国庫負担金、1目)介護給付費負担金、1節)の現年度分17億7,687万8千円は歳出の保険給付費に対する国の義務負担分となっています。同じく3款)2項)国庫補助金、1目)調整交付金、1節)現年度分調整交付金7億4,549万3千円につきましては、本市は低所得者の方が多く、また後期高齢者が多いため全国平均の5%より2.35%多い、7.35%の交付率で計上しております。(7.30%)次に243ページをお願いいたします。4款)の支払基金交付金、5款)県支出金及び次ページの6款)繰入金、1項)一般会計繰入金、1目)介護給付費繰入金は、それぞれ歳出の保険給付費に対する義務負担割合で計上しております。

245ページをお願いいたします。7款)繰入金、2項)基金繰入金、1目)介護給付費支払準備基金より、1億1,063万円の繰入を計上しております。保険料水準を現行の4,975円に維持し、一定所得水準の被保険者の負担軽減段階を設けたことによる。保険財源の不足を補うため基金からのくり入れです。

引き続き「介護サービス事業勘定予算」について補足説明をします。262ページをお願いいたします。歳出、1款)総務費、2,220万円、2款)事業費1億978万4千円、3款)予備費100万円の計1億3,298万4千円は、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント事業に係る人件費、事務費、委託料等の予算を計上しています。なお、歳入は1款)サービス収入、1項)予防給付費収入、1目)介護予防サービス計画費収入9,792万6千円、及び2款)繰入金、1項)1目)一般会計繰入金3,461万4千円が主なものとなっています。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

一番最後の4ページですね、9,200人くらいが軽減になるんじゃないかという説明だったと思うんです。一番左のほうの数字じゃないかと思うんですけど。ちょっと確認したいんです

が。

介護保険課長

今回新たに、右側ですが、第4段階新設というところの5,689人と、第6段階新設という部分の3,525人が、新たな段階、軽減対象者と見込んでおります。

榆井委員

それで、この区分で従来より負担が増えるという人はいないんですかね。

介護保険課長

実際、左側の表をご覧くださいと思うんですが、第4段階に「第2段階からの激変緩和措置者」、0.83というのがございます。278人。それから、第5段階のところの「第2段階からの激変緩和措置者」の18人、「第3段階からの激変緩和措置者」の1,565人といった方たちにつきましては、激変緩和措置がなくなりますと、それぞれ1.0とか1.25になりますけれども、今回、概ね1.16で留まるのかなと考えておりますが、いくらかの上昇はございます。

榆井委員

それでは、予算書のほうをお願いしたいと思います。かなり詳しく報告がありましたのでいいんですけど、251ページの予防用具費の53万円の減、それから地域密着型予防サービスの228万円の減、それから254ページの予防事業というところに「特定」と「一般」というふうに書いてありますけれども、この用語がちょっとわかりませんので、説明をしていただければというふうに思います。とりあえずそのところ、お願いします。

介護保険課長

介護予防福祉用具購入費の53万6千円の減につきましては、本来、要支援者の介護予防のための入浴や排泄などに使用します福祉用具といいますが、介護用品を購入した場合、10万円を上限として9割支給するものでございますが、20年度予算では20年7月の給付実績をもとに踏まえまして756万4千円を見込んでおりますが、結果として53万6千円となっております。去年の当初予算では単価28,000円の300件を見込んでおります。今回は350件、利用者を見込んでおりますが、単価自体が見込みよりも下がりがまして22,315円となっております。件数自体は伸びておりますが減額となっております。

それから地域密着型介護予防サービス費の228万5千円の減の内容につきましては、20年度当初予算1145万3千円に対しまして、21年度の予算が916万8千円で228万5千円減となっております。これは、同じく20年度の給付実績をもとに今後の利用者数や給付の動向を踏まえまして見込んだ結果、228万5千円の減となったものでございます。介護予防サービス受給者の方の場合は要支援1・2の方が対象でございますので、悪化した場合に要介護となった場合、給付対象が介護予防サービス給付費から介護サービス費に替わりますので、実質的な人数減少というよりは、介護度の変化によるものが主なものと考えております。

高齢者支援課長

地域支援事業において、介護予防特定高齢者施策は、主として要介護状態等になる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方を特定高齢者として、要介護状態等になることを予防する施策であります。また、介護予防一般高齢者施策は、地域において介護予防について自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防が地域で取り組まれることや、介護予防に関する活動の普及・啓発や、介護予防に関する地域での活動の育成、支援を行う施策であります。

榆井委員

もっとわかりやすく言ってもらえると助かるんですけどね。わかりません。今の答弁は、後でよく文章を読んで考えます。

それから245ページ、基金繰入金というのが1億1,063万円くらいですか、ある。こ

れの原資は何ですか。で、これが先程言われておった4億何千万円の黒字分ということであればいいんですけども、ぜひ教えていただきたいんですが、現在の介護保険特別会計の平成20年度の黒字見込み、ないしは平成21年度の黒字見込みで結構ですので、よろしく願います。

介護保険課長

介護給付費支払準備基金繰入金の1億1,063万円につきましては、平成18年度から20年度までに積立てました基金を介護給付費支払準備基金と申しますが、これを原資といたしまして、介護保険特別会計へ繰り入れするものでございます。21年度に保険料段階を細分化し、一定所得水準の被保険者の保険料の軽減を図ったこと、並びに保険料を現行の4,975円としたことにより保険料収入の不足となりますので、保険給付費の収支バランスをとるため、1億1063万円を繰り入れすることにより財源不足を補うものでございます。

平成20年度末の基金積み立て見込みといたしましては、概ね4億1900万円ございまして、この当初予算ではそのうち1億1063万円を繰り入れすることといたしております。で、平成21年度につきましては、当然基金の繰り入れでございますので、財政基金は赤字でございまして、基金を取り崩していくということになります。

楡井委員

それから256ページの基金積立金というのと、257ページ、これは職員の問題ですけど職員2名減、このことについて、連続で説明をお願いします。

介護保険課長

基金積立金は332万4千円を積み立てることにしておりますが、前年度よりも8,947万1千円の減となっております。平成21年度は保険財政上の不足が生じ、基金から繰り入れを行いますので、新たな保険料財源の剰余金による積み立ては生じませんが、今回計上の332万4千円は20年度末までに積み立てた基金から生じる利子とか運用益を計上したものでございます。このため、基金積立金は大幅な減額となるものでございます。

それから、一般職員数2名減というところでございますが、一般職員数につきましては20年度33人に対して21年度2名減となっておりますが、前年度の33人につきましても、あくまでも20年度当初予算の配置予定職員数ではございますので、20年度の実際の配置数が31名となっております。21年度は、この20年度の実績をもとに31名の職員配置を予定するところでございますので、予算上の職員数が2名減となっておりますけれども、実際の職員数は変わっておりません。

楡井委員

265ページに嘱託職員ということが出ていますけど、人数が出ていないんですよね。これについては説明できますか。

高齢者支援課長

この嘱託職員賃金は、介護予防プランを作成する介護予防支援専門員の賃金20名分であります。

楡井委員

具体的にどういう仕事をされてるんですかね。

高齢化支援課長

介護予防における要支援1・2の方の介護予防に係るプラン、毎日の生活に係る介護予防プランを作成するものです。

楡井委員

プラン作成に20人全員かかっているんですか。それともプランに基づく実際の仕事もされているんですかね。

高齢者支援課長

20名全員、介護予防プラン作成にかかっています。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。何号議案に対するものなのかを明言していただきますようお願いします。

楡井委員

議案第19号、介護保険特別会計です。これの、介護保険そのものの10年目に当たって、今度は第4期目の計画を作成ということに入るわけです。介護保険そもそも論から少し考えてみたいかなというふうにも思います。さらには、若干の猶予もあるようですから、去年と今年ということで貸しはがしを実施してますから、これが復活できないものだろうかということも考えてみました。そういう意味では、討論としてはもう少し整ったものになりたいというふうには思いますけれども、そういう問題で反対を表明したいと思います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第19号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第20号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明をいたします。予算書の274ページをお願いいたします。

まず、歳出予算を説明いたします。第1款)総務費)第1項)総務管理費)第1目)一般管理費では、職員4人分の人件費並びにシステム保守点検委託料等の事務費を計上いたしております。第2項)徴収費では、徴収事務に係わる通信運搬費等の経費を計上いたしております。

第2款)後期高齢者医療広域連合納付金)第1項)後期高齢者医療広域連合納付金)保険料分12億3,584万8千円につきましては、本市が徴収いたしました保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、特別徴収率100%、普通徴収率を97.9%、滞納繰越分の徴収率を15.56%として計上いたしております。事務費分4,033万7千円につきましては、県下全市町村での人口割・高齢者人口割それぞれ46.5%、均等割7%の割合で計算された額で、保険基盤安定負担金分3億1,179万8千円につきましては、保険料の7割・5割・2割の軽減した金額について、県が3/4、市が1/4を負担するものですが、これらを合わせて15億8,798万3千円を計上いたしております。

次に、歳入ですが、272ページをお願いいたします。第1款)後期高齢者医療保険料)第1項)後期高齢者医療保険料ですが、保険料分12億3,535万8千円につきましては、本市が徴収いたします保険料で、特別徴収率100%、普通徴収率97.9%、滞納繰越分の徴収率15.56%を見込み計上いたしております。第3款)繰入金)第1項)一般会計繰入金ですが、事務費繰入金は市事務費分3,871万6千円・広域連合事務費分4,033万7千円及び保

険料均等割等の軽減にかかる公費補填分であります保険基盤安定繰入金3億1,179万8千円をそれぞれ計上いたしております。以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

歳入の方から聞かせていただきますね。前年比で1億1,300万円ほど増えた会計になっておりますが、271ページの保険料の8,205万円ですかね、これが増えてるわけですけども、増えた理由と同時に、該当者といえますか、この数字の推移を教えてくださいと思います。

健康増進課長

保険料の増の主な理由につきましては、後期高齢者広域連合が本市の後期高齢者の対象者を平成20年度で約15,900人から、平成21年度で約17,000人と、1,300人ほど増加を見込んでおります。また、徴収率につきましては20年度が、普通徴収保険料ですけども、87.25%を見込んでおりましたけれども、21年度は97.9%を見込んでおります。このようなことから、保険料が増加いたしております。

楡井委員

今の答弁では、該当者の数字も1,300人この1年間で増えるというふうな見込みを述べられたと思いますし、普通徴収率も平成20年は87%なのに今度は98%。1%近くも引き上がるというふうな見通しなんですけれども、そういう大きな引き上げ、特定のほうは100%ですけどね、普通の87から97に引き上げるという、かなり大きな改善の見通しということなんですけど、確信のほどはいかがか、ということです。

健康増進課長

普通徴収の徴収率につきましては、平成20年の7月から10月までの実績から推測して設定いたしております。後期高齢者医療制度につきましては始まったばかりのため徴収率は高く、今後は多少は低下していくのではないかと考えております。また、徴収いたしました保険料につきましては、延滞金を含めまして後期高齢者医療広域連合に納付することになっております。普通徴収の徴収率につきましては、想定できる最も高い徴収率を設定いたしております。これは、設定いたしました徴収率を超えて保険料がもし入った場合には、徴収した保険料と同額を納付金として納付することとなっておりますので、歳出は歳入と同額を予算で編成いたしておりますため、もし予算を超えて徴収した場合には歳出ができなくなる可能性がありますので、現在見込まれる徴収率の最大のところで見込ませていただいている、こういった事情がありますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:27

再開 11:28

委員会を再開いたします。

楡井委員

先程質問しました項目の中に、後期高齢者に該当する人数の推移をお願いしたいということですので、ご答弁よろしく願いいたします。

健康増進課長

まず20年度ですが、全体で、9月末現在を想定いたしておりましたところで15,951人、そのうち特別徴収は13,462人、率にして84.4%。普通徴収の方は2,489人、15.6%。21年度につきましては17,208人。特別徴収が13,681人、率にして79.5%。普通徴収は3,527人、20.5%。これを想定いたしております。

楡井委員

それで、先程言いました、普通徴収は10%も引き上げる予定ということなんですけれども、一方、滞納のほうを見ると、普通徴収のほうは15.56%、408万円程度の克服ということになってるんですね。滞納のほうの克服率が非常に低いにもかかわらず、現年分というのはかなり高いふうに見ておられます。今、推移をお聞きしましたところ、特別徴収が84%から79%に下がってる。つまり、年金もらってる方でも、納付書にしてもらいたいということで申し出た方たちの関係かな、とも思うんですけど、そういう意味では、そういう考え方なのかどうか。と同時に、特別徴収から普通徴収に切り換わった、または切り換わる予定の人数を教えてくださいたいと思います。

健康増進課長

年金天引きから納付書に切り換えた方でございますが、以前は年金天引きの方は納付書で納付するということは出来ませんでしたけれども、希望によりまして納付書で納付することが出来るようになっております。現在までに切り換え済みの方は117人でございます。今後、4月以降切り換え予定者が595人おられます。

楡井委員

それでは、595人が増えて712人くらいになるんですかね。その関係で、先程言った徴収率が10%も引き上がるということかどうかにしても、再度確認したいと思います。と同時に、今まで75歳以上の方たちで、扶養者だった人たちが、特別の、扶養者から切り離されてこの高齢者医療制度になるわけですが、そのような人たちの動向といいますか、人数的なものも併せてつかんでおられますか。

健康増進課長

まず普通徴収の関係でございますが、当初、介護保険の徴収率で見込んでおりまして、実績等を見ておきますと、7月から10月まで納付催告だけでも94.9%という高率でございます。今後、さらにこれは改善の見込みがございますので、だいたい97.9%という率を設定させていただいております。

それと、社会保険の扶養者の方ですが、1月末現在でだいたい2,172人という報告を受けております。

楡井委員

質問、最後になりますけれども、未納者が、前回の質問の時には663人というふうに報告があったように思います。ひょっとしたら633人だったかもしれませんけど。それで、保険証の停止が、この633人は1回でも滞納した人という数字だったと思いますので、それがイコール保険証停止の対象者にはならないだろうと思うし、その時の答弁も、特別の人を除いては滞納があっても保険証を発行すると言われてました。ちょうど1年になるわけですからね、その辺の数字が、きちんとしたものがわかれば教えてくださいたいと思います。

健康増進課長

現状といたしまして、前にお答えしたものと変わりはございません。2月17日現在で未納者は保険料の納付義務者の延べ17,038人に対しまして633人、率にして3.7%になっております。これも、少しでも滞納されていますと人数に算入しておりますので、最終的にはかなり減少するのではないかと考えております。質問の資格証明書の件ですが、納期限から1年を経過するまでの間に納付しない場合には、滞納につき特別な事情があると認める場合を除きまして資格証明書を交付されることになっております。その運用につきまして、国の方針があります、相当収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質なものに限って適用するという方針を出しておりますので、そのことを踏まえまして現在、広域連合で基準の検討をいたしているところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

高齢者の切実な要求と一体のものとなって、廃止を求める運動というものが現在も続いております。それを反映して手直しに次ぐ手直しというのが、この保険制度の状況だと思っております。しかし、本制度の持つ根本的な制度の弊害というのが、手直しでは取り除かれていないというふうに思います。そういう立場から、廃止を求めるということで、この会計への反対の表明としたいと思っております。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

予算書309ページをお願いします。議案第23号平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算の補足説明をいたします。この介護サービス事業特別会計予算は特別養護老人ホーム筑穂桜の園の管理運営に関する予算です。

事項別明細書に基づき、主な項目についてのみ説明をいたします。313ページをお願いします。歳出から補足説明をいたします。1款事業費、1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費。1億1千444万1千円の主なものは、特別養護老人ホームの指定管理委託料であります。指定管理者は、飯塚市社会福祉協議会となっております。2款基金積立金、1項基金積立金、1目特別養護老人ホーム運営基金積立金。1千626万8千円は基金積立金、預金利子及び運用収入の積立金であります。3款公債費、1項公債費、1目及び2目1千493万7千円は、施設整備のため借り入れた、施設整備事業債の償還元金及び借入利子です。

314ページをお願いします。4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金684万2千円は、施設整備のため借り入れた、過疎債の償還金です。過疎債は一般会計において取りまとめて償還されるため、一般会計へ繰り出しを行うものです。次に歳入の主な項目についてのみ説明します。312ページをお願いします。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目介護給付費収入。1億1千902万円は国保連合会からの施設介護及び短期入所生活介護サービスに対する介護報酬です。1款サービス収入、2項自己負担金収入、1目自己負担金収入3379万3千円は、施設介護及び短期入所生活介護サービスに対する入所者の自己負担金です。2款財産収入、1項財産運用収入、1目及び2目は、特別養護老人ホーム運営基金の預金利子及び基金運用収入であります。以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

いくつかお願いします。この会計の総額が、前年に比べて529万6千円、530万円ほど増額になっておりますが、その内容を説明していただけますか。

高齢者支援課長

前年比529万6千円増額の主な要因は、平成21年度に介護報酬が改定されることにより、

介護給付費収入で475万円、自己負担金62万4千円増加したもので、歳出につきましては指定管理委託料の48万円の増、基金積立金480万円増が主な要因であります。

榆井委員

結局、103%、飯塚市でいえば102.8%ですか、この数字の変動だということだと思います。で、この103%、102.8%が必ずしも介護従事者の待遇改善に直結するかということは、そういうことにならずに、事業者に入ってくるわけですから、事業者が良心的であれば、あ、ちょっと言葉が悪かったですね、失礼しました。改善が期待されるということだったというふうに思いますけれども、この介護サービス事業特別会計の中でそういう従事者の待遇改善が図られるような内容になっているかどうかというのは、わかりますか。

高齢者支援課長

養護老人ホームでの従事者の給与は、これは指定管理料の中で社会福祉協議会が配分してまいりますので、議員ご質問の改善につながるよう、期待はしたいと思います。

榆井委員

委託料の増額の内容について説明してください。

高齢者支援課長

指定管理委託料の前年比48万6千円の増加の主な要因は、施設内の防災カーテンのクリーニング21万円と、入所者の徘徊を感知するセンサーを設置することによる増加です。

榆井委員

そうすると、起債の償還と基金積立金について、関連があると思いますので一括して説明していただきたいんですが、公共施設のあり方の実施計画、これでは桜の園が民間移譲ということになってたんじゃないかというふうに思います。そのことについては12月議会でも指摘をしましたし、それにもかかわらず民間移譲ということになっているようであります、計画としては、これ、いつまでに民間移譲するという計画なのか。それから、その中で起債の繰り上げ償還と基金の取扱い、これがどういう関係にあるのか、これについて説明をしていただきたいと思います。それと同時に、起債の借入金額がもともといくらだったのか、さらに償還期限はいつなのか。いっぺんで多かったですかね。わかりますか。よろしくお願いします。

高齢者支援課長

公共施設のあり方での、桜の園民間移譲は、平成27年度を目処にという実施計画になっております。それと起債ですが、起債の借入額は介護サービス施設整備事業債が1億9,400万円、過疎債が1億9,400万円、合計3億8,800万円であります。また償還期限は、介護サービス施設整備事業債が平成36年度、過疎債が平成28年度までとなっています。平成26年度末で未償還元金は、介護サービス施設整備事業債分が1億532万円、過疎債が4,493万円で、合計で1億5,025万円となります。

榆井委員

そうすると、民間移譲ということで実施計画が平成27年度からということになると、今説明がありましたように、26年度で市の手を離れるということになると、その時点でまだ2億円の起債が残ることになりますよね。その時点で、今積み立てていってる基金ですね、これがどれくらいになるのか、26年度末で。この予測というか、いくらになるかというのわかりますか。

高齢者支援課長

今年度末で9,800万円余でありまして、平成21年度予算での積み立てを含みますと1億1,300万円余ということになります。申し訳ありません、それ以降につきましては、1億2千万円余ということになるかと思われます。

榆井委員

繰り上げ償還が必要ということになってくるんでしょうか。そうなってくると、12月議会

の時にもお聞きしましたけど、起債の繰り上げ償還の原資が何になるかということになってくるんですよ。そういう意味では、この基金を充てることになるという可能性としては、あるんじゃないかと思うんですよ。そしたら、今までの説明では、この積立金は施設の改善等に使うというふうなことを言われてきたので、そういう意味では、この基金の償還に使うということにはしてもらいたくないと思いますし、当然目的は違うということになりますが、そこら辺の関係はどうなりますかね。

高齢者支援課長

繰り上げ償還につきます財源については、まだ決定しておりません。これから財政課と協議をしてまいりたいと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

今、お聞きしてきた内容に関係するわけですけど、やっぱりこの基金の話で言えば、利用者の負担という形で積み立てられてきたものが多いと思うんですよ。そういう意味では、基金は利用者のサービス向上、さらには施設の維持管理ということで、目的がはっきりしておりますから、繰り上げ償還等には使うことなく、利用者等にきちんと還元していただきたいというふうに思いますので、財政当局は直接おられませんから、市長にはくれぐれもお願いします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

「議案第29号 平成21年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算」及び、「議案第68号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」は関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決はそれぞれ行います。執行部に補足説明とあわせ、昨日の本会議において議案第29号に対して27番議員からなされておりました審査要望に対する答弁も求めます。

学校給食課長

議案第29号 平成21年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算について補足説明いたします。歳出の主なものから説明します。370ページをお願いします。1款)学校給食費)1項)学校給食費)1目)一般管理費の計4億3551万5千円は職員47名の給料です。職員手当等および料理場の臨時職員等にかかる経費として賃金を計上しています。次に371ページをお願いします。19節)負担金補助および交付金の主なものは退職手当組合負担金として3679万円を計上しています。同じく371ページの下段にある2目)給食事業費の1億3414万1千円は飯塚給食センターおよび13校の給食施設の運営を行うための経費、高熱水費等また、施設を維持管理するための施設整備保守点検委託料等の経費を計上いたしています。372ページをお願いします、委託料には給食センター配送業務と庄内小中学校の調理業務の委託料を計上しています。373ページをお願いします、3目)学校給食賄い材料費の4億3445万3千円は教職員を含めた小学校22校の児童7,442人、中学校12校の生徒3,793人および幼稚園児85人の合計11,320人分の給食賄い材料費を計上しています。2

款)公債費、1項)公債費、1目)の2080万8千円は地方債2億110万円の起債償還元金であります。また2目)の利子311万5千円は同じく地方債2億110万円の起債利子であります。最後に3款)1項)1目に予備費として1千万円を計上しています。

続きまして歳入の主なものを説明します。368ページをお願いします。1款)給食事業収入、1項)給食事業収入、1目)の学校給食費の4億3401万9千円は歳出の賄い材料費で説明しました1万1320人の給食費を計上しています。3款)財産収入、1項)財産売り払い収入、1目)物品売り払い収入の5千円は食用廃油の売り払いによる収入を計上しています。4款)繰入金、1項)一般会計繰入金の6億330万7千円は市が負担すべきものとされている職員給与手当、賃金および、学校給食施設の維持管理費等に充当されるものであります。6款)諸収入、1項)雑入は臨時職員の社会保険料負担金および給食費の過年度収入であります。

続きまして議案第68号平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算第1号について補足説明をいたします。7ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ8058万1千円を追加して歳入歳出それぞれ11億1861万3千円と定めるものでございます。内容につきましては平成21年4月1日から給食費を小学校で月額3300円を3900円に、中学校で月額3920円を4700円に、幼稚園で2900円を3400円に改定することに伴うものです。事業別明細によりご説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入につきましては1款)給食事業収入、1項)給食事業収入、1目)学校給食費4億3401万9千円に8058万1千円を追加して、5億1460万円とするものです。歳出につきましては1款)学校給食費、1項)学校給食費、1目)学校給食賄い材料費4億3445万3千円に8058万1千円を追加して、5億1503万4千円とし、歳出総額10億410万9千円を10億8469万円とするものです。

次に、審査要望のありました件について答弁します。

平成20年度の収入未済額の見込みは、現年分、過年分それぞれいくらかということにつきましては、現年度分については、現在の収納率等から予測し、年度末では約98.0%の収納率を見込み、その率で算出すると、収入未済額は、およそ860万円となります。また、過年度分については、実績から、公会計分13%、私会計分2%の収納率を見込み算出すると、収入未済額は4,260万円となります。

次に、滞納累計の状況は公会計、私会計をわけてどうなっているかということについては、19年度決算で計上されている給食事業収入の未済額22,777,698円は、公会計、すなわち合併後の18、19年度分と、合併前も公会計であった旧穂波町の滞納額です。合併前が私会計であった市町の滞納額23,258,282円を加えると、19年度末累計滞納額は46,035,980円となります。なお、会計取扱上、公会計滞納分は滞納繰越、合併前の私会計滞納分は、雑入での扱いとなっています。

次に、21年度の滞納繰越分は、収入未済額の何%の計上かということについては、小学校で21%、中学校で20%を見込み、計上しています。

次に、19年度決算審査意見書のむすびで、給食費の徴収を徹底してくださいとあるが、どのように取り組まれたかということについては、滞納整理につきましては、夜間や休日における戸別訪問徴収や電話等による督促を積極的に行っています。本年は、教育委員会各課の協力をえて、特別徴収活動期間を設定し、徴収体制を強化し、滞納整理に努めました。なお、今後の対策として、きめ細かな未納者への対応や保護者への啓発、例えば、学校毎に発行しています食育通信への啓發文掲載、PTA役員会や試食会へ出席しての実情説明をとおしての啓発等を行い、保護者の中に給食費は納めなくてはならないという気持ちの喚起等を行っていきます。また、悪質な滞納者に対しましては、法的措置も取るようにする予定です。このような方策を講じながら、100%完納を目指します。以上簡単ですが説明を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 12:59

委員会を再開いたします。説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

すみません、資料のほうを出していただいているようです。ありがとうございます。まずこの値上げの件に関してこの資料がありますけれど、こういった理由によるものかをもう一度説明いただけますか。

教育部長

代表質問、一般質問でもこの問題、非常に取り上げられましてご答弁申し上げているわけですが、平成18年に合併いたしました、料金といたしましては一番低いところに設定されたということは説明申し上げました。そういう状況の中から平成18年、19年、20年と過ぎてまいったわけでございますけれども、その間に物価の上昇、いろんな諸情勢がありまして、子どもたちに栄養価のバランスの取れた給食が与えられなくなった、栄養職員の方がいろいろ工夫されて献立というのを考えてまいられたわけですが、どれだけ工夫してもやはり栄養価のバランスの取れた給食が出せなくなったというわけで給食費の改定をさせていただいております。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中廣委員

この件につきまして、私は非常に残念なのは合併の折に部長が言われましたよね。合併の折に底辺に持ってきた、そのことが今私たちに市民からどういわれているかと、あなたたちがそのときになんではっきりせんやったかということ言うわけなんです。市長さんとか教育長さんとか、教育長さんは穂波におられたので、おそらくそういう内容とかも知ってあるかと思えますけれども、市長さんは知らないと思うんですね。しかし、行政の皆さんはほとんど知ってあると思うんですよ。私たちはいま市民から言われているのは、「議員がダメやったけん、こういうふうになっとっちゃろうが」と。言うならごみ袋もそうでしょう。水道代も値上げせないかんような状況になるとやないですか。そういうことがいま私共にこういうふうにとってこられたときに、私たちは市民にどう答えるんですか。高いところでとめてくれんかということ私には言っていたんですよ、議会の中ではすべて。ごみ袋は70円やったら70円でいいじゃないかと。だったら合併できんとかそういう話にはならないですよ。この給食費でもそうでしょう。安いところに合わせたからこういうふうになった。今上げないかん。すべてがいまから先上げていかないかん部分になるわけですよ。だから私はこういう部分については腹立たしい思いがするし、市民からはそういうことを直に言われる。このことについては絶対賛同できない。私たちは何も出来なかった。私たちが合併協議会に出て行って言ったんなら当然言わせてもらいますよ。しかし、選ばれた人間でなからな行かれなかった状況がありますからね。こういうことを言っていますけれども、「持って帰る」じゃなかったんですよ、一回だけしか。穂波で新市建設計画の案を持ってこられたときに、私は13項目入れましたよ。それ以外に持って帰ってこられたことがないんですよ。このことで今そういうふう市民から言われると、私は立つ手がない。そういうことを申し上げておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

秀村委員

すみません、母子家庭の給食費、これをちょっと教えていただきたいんですけども、就学

援助という形でいいんですかね。

教育部長

母子家庭の給食費、これにつきましては就学援助と申しますのは基本的に生活保護を受けている方以外にやはり準用保護と申しまして生活保護の基準の1.5倍というところの方が準用保護ということで受けられておりますので、収入によりますことから、すべてが就学援助ということでは、給食費の分につきましてははないと思います。

秀村委員

それでは結局、お父さんとお母さんが偽装まではいかないけど、紙の上では離婚されている。でも一緒に住んでいるという場合も考えられるわけですよね。その辺の調査をよくしていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中廣委員

本会議の中で市長さんと教育長さんがトップ会談されたという中でこのことについて話し合いがなされなかったと、補助金を出してくれんかという相談が出来なかったというような話もちょうとありましたね。私はこのことについては先ほどの意見をとおして補助金を嘉麻市も出しておると。宮若市も出しておるということを昨日申されておったので、もし何とかできる方向性でそういうふうに取り組むしてほしいという考え方を持っております。そのことを申し上げておきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

昨日夜遅くまでかかったんですけど、10項目くらい質問項目があるんですよね。10時半頃でしたか、ファックスでこのことを送って課長さんあたりには検討していただいているんじゃないかと思うんですけども、一番に本予算とせず、何で補正として出してきたのかということについてまずお聞きしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

教育部長

この本予算とせず補正でなぜ出してきたのかというご質問です。この給食費の改定につきましては、先ほど議員の方から最低で、俺たちは何も決めておらん、という話がありましたけれども、決して議員さんたちを責めているわけでも何でもありませんし、これにつきましても基本的に教育委員会という中でそういう価格に決めてきたということをもっと申し上げておきたいと思います。そういう中で、この平成20年度に給食審議会に諮問をいたしまして、その中でやはり子どもたちの給食費に関することでございますので、かなり資料を出し、いろんな面で討議をされ、検討をされ、そして答申と出していただきました。そのいろいろ検討された中の答申が1月29日にいただいております。そして、その答申を受けまして、教育委員会で決定しましたのが2月5日、2月10日の両委員会で審議をされまして、出てきたわけでございます。その間と申しましたら当初予算の要求時期といいますか、時期を過ぎていました。当然印刷とかそういうものがありますものですから、その期間内に出さなければならないというところがありますものですから、基本的に旧給食費で出ささせていただいて、次にこの議会で審議していただくために補正予算という形で出しております。

楡井委員

結局、1月29日に審議会から答申があって、教育委員会が2月10日でやったと。そういう意味では当初予算の編成に間に合わなかったということじゃないかというふうに思います。この審議の家庭での問題についていくつかお聞きしたいと思うんですが、1470円、ある学年では小学校の6年生が中学校の1年生になったら、この人たちは1,400円上がるんです

よね。そのことについて、こういうふう to 考慮されたことについて説明してください。

教育部長

1470円ということでございますけれども、旧料金、小学校が3,300円、4月1日、中学校にあがったら4,700円になるということで、その差額が1,400円というご質問だと思いますけれども、旧・新を比較いたしましたら1,400円という差になるわけでございますけれども、中学校の給食につきましてはやはり体格の面とかいろんな面で小学校と違う給食メニューを出しておるのはご存知だと思いますけれども、そういう中で中学校の給食費の方が高いということになります。それで、旧中学校の料金が3,920円、新で4,700円ということで780円の差があるということになりますけれども、何回もご答弁申し上げておりますけれども、基本的に物価の上昇とかいろんな経済情勢の中で子どもたちのために給食をきちんと与えるためにはどうしたらいいかということの中で審議してきてそして出してきた金額でございます。この分につきましては、先ほどから何回もご理解をいただきたいというふう to お願いをしておりますけれども、決してこれが増額で市が何か to 例え給食の person 費とかいろんなものに充てるということでは決してないわけです。これは何回も申し上げておりますように、子どもさんたちにそのまま食材として給食として出してそのままお返しをしている分でございます。ですから、そういう中でこの差は小学校から中学校にあがったときには上がるかもしれませんけれども、そういうことで十分ご理解をお願いしたいと思います。

楡井委員

今回の給食費の値上げのことを行革の一貫だというふう to 議員の誰かがいいましたか。誰も言ってないでしょう。皆さん方が言っているように、給食費は食材費だということについては十分我々も理解しておりますし、これを行革のというようなことは言ったことないと思うんですよ。それで、1,400円のアップになることについて事務局ないしは給食運営審議会、さらには教育委員会、このことで議題になったことはありますか。討論の材料となったことがありますか。

教育部長

先ほどから申し上げておりますとおり、これは小学校・中学校のきちんとした給食を出すための料金の設定でございますので、その分についての話題はあっておりません。

楡井委員

一学年違うとこれだけ高い引き上げになる部分ということについては、全く考慮されてないということですよ。そういう意味では激変緩和措置ということが検討課題にならなかったんじゃないかというふう to 思うんですよ。600円、700円上がることについて。その点どうですか。

教育部長

激変緩和措置といえますのは、例えば上がる to といいますか、そういう料金改定したときに改定の幅を例えば2年、例えば3年、例えば5年ということで段階的に引き上げていくというのが激変緩和ということになると思いますけれども、何回も同じことになりますけれども、必要な分が400円、200円、100円足りなくても基本的に文科省基準栄養価を満たすことが出来ないと。この栄養価を満たすためにはいくら必要なかということで設定された料金でございます。ですから、この分についてはこの給食費については激変緩和すれば例えば3分の1、3分の1、3分の1上げてしたときには1年目には3分の2足りない、2年目には3分の1足りないという形になりますので、そういう形ではしておりません。

楡井委員

激変緩和という措置は段々段々上げていけということだけじゃないと思うんですよ。つまり、嘉麻市だとか宮若市だとかやっている方法も激変緩和の一つだと思うんですよ。そういう意味では、栄養価を確保するために料金は600円、700円上がったにしても負担をそこに

かけないようにするというのも激変緩和じゃないかというふうに思うんですよ。それで、その一つの問題として、センター方式の米飯の30円と60円の差、この差の30円は食材費ですか。お尋ねします。

教育部長

この米飯給食の差ということと言われておりますけれども、これもやはり代表質問・一般質問でも質問がっております。その中で、調理加工品として旧飯塚市、センター方式の分では調理加工品という形の中で食材として入れております。食材にはいろんな食材というのがございます。おかずの中にも加工して調理加工して入れている部分がございます。そういう諸々の面から考えますと、これについては食材費ということでは理解をしております。

楡井委員

これはあくまでも食材費とは考えられないと思うんですよ。これはいままでのご答弁によると30円の差が1,826万円という数字を言われたと思うんですけども。これだけでも負担が増えるわけですね。この負担を軽くするというのも激変緩和の一つじゃないかというふうに思うわけです。それではこの差をなくすために全校自校方式ということは言われております。全校自校方式が実施できるのはいつになりますか。

教育部長

この自校調理方式、いわゆる自校方式に飯塚市センターから自校方式に移行するという方向性をもっております。その方向性の中で大規模改造等の時にはセンターから自校式へ移すと。調理場を建設して自校方式で給食まかないをやるということで考えております。これも前の一般質問でも答えておりますけれども、平成21年度からかかる予定にしております学校、第一次実施計画の中で出しておりますけれどもその後につきましては、第二次実施計画とか統廃合の関係とかいろんな面が出てくるかと思っておりますので、やはり第二次実施計画との関連を見ながら決定をしていかななくてはならないと。ですから、時期としては終わりは明言できませんけれども、実質的にはこの大規模改造等で行っていくという方向性を持っております。

楡井委員

統廃合があって、いつになるかわからんという話しですね。そしたらそれまでセンター方式のところは依然として30円の差を解消できないということになります。既に大規模改修が終了している学校がありますよね。ここはいつから自校方式をはじめますか。

教育部長

改修工事が終わっているものといいますと、伊岐須小学校と飯塚第一中学校ということをおっしゃると思いますが、これは平成21年度に完全に終わるわけですね。で、この大規模改造の施行をする時点では先ほど申しました大規模改造時点での調理場の建設という意味決定をしておりました。ですから、この工事をかかったときにその分の設計等はやっておりません。ですから、これも何回も同じこととなります、答えたと思っておりますけれども、基本的に今から設計とかどういう場所であるのかとか、やはり例えば伊岐須小学校、二瀬中学校もかかります。伊岐須小学校、二瀬中学校、親子で出来ないのかとかいろんな面を検討しながら終わった分については、やっていかななくてはならないというふうに考えております。

楡井委員

期限を明確に示されないんですよ。二瀬中学校や伊岐須中学校、飯塚第一中学校、こういうところは中心校の一つになると思われますので、他のところとの統合ということはないんじゃないかというふうに思うんですよ。したがって、こういうところは自校方式での給食を作るところ、すぐ作らないかんわけですよ。早急に取りかからないかんのじゃないかというふうに思います。先ほどから栄養価の問題が値上げの大きな原因だと栄養士さんたちが大変苦労しているというように説明があるんですけど、1月15日に第5回の給食運営審議会がおこな

われています。そのときの資料を見ると、必ずしも栄養価が極端に悪いと、苦労に苦労を重ねている結果だとは思いますが、これだけ大幅な値上げをしなければならないのかという疑問がわくんです。大きく栄養価が落ち込んでいるのが小学校でいえば鉄分と食物繊維なんです。これは中学校でも同じです。80%の後半、90%前後というのは若干ありますけど、これを見る限りそう極端に栄養価が下がっているという状況ではないんじゃないかと。確かに苦労せないかんとは思いますけど。これから考えれば600円も700円も値上げせないかんとするような大幅値上げの状況じゃないんじゃないかというふうに思うわけです。部長、本会議場で栄養価の話を確認されて、どの項目も栄養価が足らんというような発言をされたように記憶しているんですけれども、その点もどうかということもありますので、この栄養価と値上げの問題をもう少し説明してください。

教育部長

私は代表質問の答弁のときに栄養価が不足している部分をお答えしております。そのお答えした分はエネルギー、たんぱく質、カルシウム、鉄、食物繊維ということでお答えをしております。すべてという話ではございません。その中で、エネルギー、たんぱく質、鉄、食物繊維、この分については小学校、この資料の中で第5回の審議会に出した資料の中で小学校ではエネルギー、たんぱく質、鉄、食物繊維、それから中学校ではエネルギー、たんぱく質、カルシウム、鉄、食物繊維というものが不足しております。100%を切っております。いま言われますのは例えばエネルギーが文科省基準が653キロカロリーと、飯塚市の平均値で628キロカロリー、96.2%とそういう形の中で少ないじゃないかと、いわゆる切っている部分がいいますなら3.8%で100%じゃないかというふうな言われ方をされたと思いますけれども、先ほどからご答弁申し上げておりますけれども、やはりこれは栄養職員の方が工夫に工夫を重ねて、「本当は肉を食べさせて、おいしく食べさせてやりたいなあ」というところを、鳥肉になったり、いろんな面になったりして、一所懸命、エネルギーとかたんぱく質とか、そういうものを一所懸命にした結果がこういう形で出ているわけですよ。下のほうのビタミンAとかビタミンB1とかいうのを見ていただいたらわかると思いますけれども、これが非常に突出しておる部分がございます。196.2%とか151.5%とか突出している部分がございます。これは、今申しましたような工夫に工夫を重ねるだけそこら辺をしようとしたときにこういうビタミン類が増えてくるという形になってくるわけですよ。ですからこういうものを一所懸命に加味した中で今回の料金、いわゆる一ヶ月の献立を考えた中で適正においしく給食を提供できるものについてはいくらなのかということで審議をされております。一所懸命に審議されております。その中で出てきた金額でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

楡井委員

2月10日に教育委員会会議ですか、ここで値上げの方向が決まった。その際に補助金を出してもらいたいという要請、付帯決議とまではいきませんでしたけれども、そういう言葉が寄せられたんじゃないかと。それを含めて決議となったんじゃないかと思うんですよ。この補助金をという要請をどのように取り扱ったのかについて説明してください。

教育部長

この5日、10日に審議を2日間されております。この審議の中で補助金については2つ言われております。先ほどから言われております料金改定部分に対する補助、それからもう一点が先ほど言われていました米飯給食に対する差の補助ということで、2つ言われております。この値上げ部分の差といいますか、料金が改定されて高くなった部分の差につきましては、この部分については説明をいたしましてご理解をいただきました。もう一点、10日に補助金について学校の格差を是正をしなければいけないんじゃないかと。格差というのは30円の差があってはいけないんじゃないだろうかということと言われた部分がこの補助といいますか、いま

質問者が言われているような部分でございます。この部分については、先ほど何回も言いますけど代表質問、一般質問で答えておりますようにいろんな面を検討しながらその差額解消に向けては検討していくということでお答えをしております。教育委員会、この差についてはやはり子どもたちのためになくしていこうという考え方を持っています。その方法とか方策につきましては、これから考えてまいりますので、その分についてはご理解願いたいというふうに思っております。

楡井委員

いま一番最後のところが重要じゃないかなと思います。心から考えていくということで非常にわづかだとは思いますが、がんばっていただきたいと思うんですが。市民の皆さん方の中からは、今の経済状況の中で、「なんで今なのか」ということと同時に「保護者だけの負担じゃないか」と、保護者にのみ負担を強いるんじゃないかと。田中廣委員も言われたようなことで私たちも聞きます。説明が大変ですよ。そういうことからして、保護者のみの負担を強いる問題、内容的には1,400円の問題についても、1,826万円の問題にしてもほとんど考慮されていないといいますが、1,826万円の話で言えば委員会の中でも要望が出されたということですから、これについてはそれなりに討議もされたんだろうと思いますけれども、これは今からという状況で、そういう意味では激変緩和ということには全く視点がいないという状況になっているんじゃないかと思うんですね。食材を値下げするという側面で、昨日も一般質問があっていたと思いますけれども、地元の農家から直接米を買うというようなことをすれば給食会にわざわざ迂回したことで費用がかかっているんじゃないかと思うんですけれども、そういう方法をとらなくても直接農家の方から買うということは考えられないのかどうか、給食会との関係を明らかにしていただきたいと思うんですが。

教育部長

米飯に限って申しましたら、この米飯につきましては県の給食会から入れております。県給食会がどのようなお米をこちらに持ってきておられるのかと申しますと、県産米です。それも一等米の「夢つくし」、これをもってきております。その中で私が学校給食課から聞いておりますのは、飯塚市に持ってきているお米はその中でもJA嘉穂から仕入れておる「夢つくし」であるというふうに聞いております。ですから、地産地消の面で言いましたら地元の米を子どもたちに食べさせているという状況でございます。また、価格の面でございますけれども、これも一般質問でお答えいたしました。県給食会には県から補助が出ております。お米に対して玄米30kgで500円の補助が出ております。直接買うよりも安いお金で購入しているという状況でございますし、一等最初の地産地消という面でのお米もJA嘉穂からのお米ということでお答えさせていただきたいと思っております。

楡井委員

休耕田問題とか農地として遊んでいる問題、こういうところで特別に学校給食の米を直接作るというようなことにすれば地域の農業の活性化というようなことになると思いますので、30kg500円の補助がありますけれども、地域の発展ということも考慮してそういう学校給食用米の田んぼというような位置づけも研究していただければな、というふうに思います。最後の質問ですけれども、安心実現の緊急総合対策、この扱いについて説明してください。

教育部長

安心実現のための緊急総合対策ということで国から9月に通知が参っております。この分につきましては平成20年度の急激な原油価格の高騰に伴いまして物価が上がったという状況の中から学校給食についてはその物価の上昇について措置している部分があればこの分については特別交付税で見ると見込みがありますよ、ということの通達でございます。これが確定しているわけでも何でもございませんで、まだ未定の部分が非常にあったということと、それと一つは飯塚市の学校給食につきましてはそういう該当はなかったということで措置をしております。

楡井委員

この対策の扱いについてなんですけれども、確かに今言われたように平成20年度ではこういう措置を飯塚給食事業特別会計ではしてなかったということはそのとおりだと思います。ですから、いままで何度か指摘されてきたような状況になったんですけれども、7月の中旬に諮問されて、そして8月29日に国、9月8日に県がそういう通知といいますか指示を出しています。ちょうどその、みなさんがたがたくさん資料を出されて給食運営審議会で審議の途中だったわけですよね、この間。1月終わりまで。そういう意味ではこの通達といいますか対策の方向を給食課長のところで止めてしまって、部長や教育長のところに報告してないというような経過があるんじゃないでしょうか。それはありませんか。

教育部長

さきほどもご答弁申し上げましたけれども、この分については飯塚市、該当がないというところで処理をした部分がありましたので、部長・教育長に上げてないということで聞いております。

楡井委員

今私がまだ該当があったか、なかったかというようなことを言っているわけじゃないんですよ。こういうせっかくの国の政策を飯塚の学校給食課は教育委員会、学校教育、そこが歯牙にもかけなかったというようなことじゃないかというふうに言っているわけです。もしこのことを給食審議会がこういう部分のお話 comes 来ていますけれども、これは活かさせませんでしょうかというふうに審議会に提案されたらどうなったでしょうか。「ああ、そういうことならあるなら今せっかく値上げの話をどうするかということをお話しているけど、この措置を活かして、激変緩和に使おうか」というような知恵も出てきたんじゃないでしょうか。そういう知恵を働かせる暇を審議会に与えなかったということにもなるんじゃないかと思うんですね。どうでしょうか。

教育部長

基本的にこの緊急総合対策につきましては、その時点で該当がないというところで処理をしております。ですから、その分で審議会にはかけてなかったと思いますけれども、審議会にかけたらどうのこうのという仮定のお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

楡井委員

そこらへん水掛け論になりますからこれで終わりますけど、少なくともこういう対策が起っているわけですから、情報として審議会に言わないかんとするんですよ。教育委員会としてもこういう立場で対処せないかんとするんですね、事務局ですか、そういうところで。そういうせっかくの国の政策を「うちは関係ない」という形で通達を横にやってしまったというのが実情じゃないかと思うんですね。こういうことではせっかくの国の対策もなかなか活かされないということが続くと思います。その決定を教育委員会で言えば教育長のところで判断するか、市長のところで判断するか。是非そういう意味で国の対策についての取扱いの状況を、取扱い方をきちんとシステム化してもらいたいというふうに思います。そうすることで上の方で決定すれば課長とか課長補佐と係長は追及されないといいますが、責任を上の方にあげればいいわけですから、そういう立場を貫いていただきたいなというふうに思います。以上で質問を終わります。

田中廣文委員

せっかく教育部長のほうから、私はこれで止めとこうと思ったけど、答弁をいただきましたんで。これは合併の折に教育部会で話し合いをされたというんですね、私はここに資料がありますように、最低に抑えたというのが、例えば小学校では飯塚地区が3300円だったと、穂波が2回多いから3400円でも変わらないと思うんですね。しかし中学校ではこれが穂波が3950円と3920円です同じ回数なんですよ、これが同じ回数なら、それと同時に回数

多いところもありますけど、それと同時に食材とか何とかでいろいろ合併の折に話し合いをして、そしてこのくらいが妥当じゃないか、1年2年3年目に上げないかとかいうような状況をつくらんがために、おそらく、討議されるのが普通じゃないかと思えますよ。だから私は答弁要りませんが、そこで押えておったんです。しかし教育部長がたまたまそういうふうに言ってくれたんで私はここでまた立ちあがらないかんようになった。そういうことが私は残念でならんばい。それと同時に、今、嘉穂の農協から給食何とかを通して入ってきてる、大体30キロ当たりどのくらいするんでしょうかね、それも答えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:41

再開 13:41

委員会を再開いたします。

学校給食課長

県の給食会からただいま購入しています金額が10キロ当たり3180円で、30キロになおしますと9540円になります。

田中廣文委員

今、楡井さんが言ったのはね、農家が直接米を買っていただく、農協に買ってもらうときが13,000円程度ですよ、そういうものを通したら白米にして19,080円ですか、60キロで。玄米で、600円出したら白米になりますよ、これを地産地消の一番安い単価で抑えようというような形で持っていくと、その辺が出来るんじゃないかということ私は楡井さんが言われてるんじゃないかと。いうふうに思うわけですよ、底辺に押えていくとするなら、やはり先ほど言いましたように、いくら合併の折であっても、同じ3950円と3920円、その3920円の方に設定してるわけですよ、何でそんなふうになるんですかって、他所はまだ高かったと思えますよ。そういうものを取り入れていないということに私は思いを持っているわけです。今度のごみでもそうでしょ、ごみのこと、ここで言ったら市長ははらかきなるかも知れんけど、全てがそういうふうになってきてるから私はそういうふうに言ってるわけです。だからそういう研究はなされてなかったというなら、話し合いがなされてなかったといってるんです、それが納得いかないといってるんです。

江口委員

ちょっと気になってるんで今のお米の部分なんですけど、県では県の学校給食会に対して30キロ500円の補助があるといいましたよね、この制度の目的と、それと県の学校給食会以外に対して同様の補助金が出てないかどうか、お聞かせいただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:53

委員会を再開いたします。

学校給食課長

補助金につきましては県産米につきまして、米穀奨励補助金というものが出ています。それ以外については今のところありません。

江口委員

きいたのは、補助金の目的と、県学校給食会以外に対して同じ補助金が出ていないかどうか確認できていましたら教えてくださいと。

学校給食課長

県の補助金につきましては、県産米の奨励ということでその分が県給食会に出ています。そ

れ以外につきましては出ていません。

江口委員

県学校給食会以外に対して補助金が出ている事実はないでいいですか。ただその補助金が出ているにしてみても先ほどの田中廣文委員の話にもありましたように、ほんとうにそれが差額を考えても得かどうかですよ、等々も考えなくてはならないと思います。私自身はお米ほど直接地元の農家ないし、農協等から購入をして地産地消に適した部分はないと思っています。例えば野菜とかだったらそれこそ量の問題も保管の問題もあるでしょうし、そういうことを考えるとキツイんだけど、特にお米は地産地消の切り口としては一番やりやすい部分だと思っています。その部分を含めて、じゃあ、そしたら県産米の奨励であるならば直接市ないし農協が受け取れる仕組みを県のほうにお願いする等々で来ますよね、そうするとそこで補助金も同じになってある意味、県の学校給食会に払う利ざやの部分が要らなくなって、飯塚市の給食にとっても助かるし、流通ないし生産農家にとっても助かる部分が出てくるわけですよ、そういった部分をきちんと取組んでいただきたいと思うわけですがどうですか。

教育部長

今ご質問になっていますが、県産米として入れて県学校給食会から入れてる分につきましてはやはり量の確保と、検査を、残留農薬等いろいろ検査をしていますので、そういう面もあってはいますけど、やはり地産地消の面でまだ給食の方、地元のJAとか農家の方とか言うところとこれは検討したことはないという風に聞いていますので、やはりそういう面についても今後検討していく部分であろうというふうに思っています。

江口委員

是非ですね、しっかりと検討していただいて早く結果を出していただきたいとお思います。というのはやはりこうやって物の値段が、それこそ食材の値段が直接給食費に跳ね返るわけです。それひとつで給食費の保護者に負担してもらう価格が変わるわけですから、それについては早期に検討していただきたいと思っています。

続きまして先ほどから議論になっています30円の問題です。私は楡井委員が言った部分がある程度正解なんではないかと思っています。これを食材費としてみるものが適当かどうかなんです。片方では同じ飯塚市の中で食べているお米に関しては、調理業務の中でやってるから直接のお米代だけが材料費でかかると、片方は加工賃まで入るとなると、ある意味それは市が自校式かセンター方式化を選んだところで生まれた部分であり、本来ならばそれは市が負担すべきものだと思います。是非その点については21年度については厳しいかも知れませんが、21年度中にはその問題をどうやって解決するかを、答えを出していただきたい。その30円という部分が子どもたちにとって差に現れないような形を考えていただきたいをお願いをしておきます。

続きまして、給食運営審議会の中でこの値上げに際しましては栄養価等々を考えるとある意味仕方ない、残念ながら容認せざるを得ないという形がありましたが、残滓の量等々を見るともっともっと給食としてやらなくてはならないことがあるというお話がありました。その中で出ていたのが、残滓を減らす努力と、あと、給食の時間の延長、それと値段を下げるためにもご飯の回数を増やす努力というのがあったかと思っています。というのはご飯とパン、昨日の質問でもありましたが、ご飯の方が30円程度安いわけです。週2回パン給食があるわけですから月で8回ですよ、そうすると240円違うわけですよ、週5回の完全米飯給食をすると240円下げれるんです、今でも自校式のところでは、逆にセンター方式のところでは残念ながらそれは出来ませんが、そういった余裕が出来るわけです。そしてその運営審議会の中でも、ご飯給食を増やす検討をするというお話がございました。その3点についてお聞かせください。

教育部長

残滓の部分につきましては残念ながらセンター方式の方がかなり多いと、これが19年度が

約17%、20年の12月までで8% - 半減していますけどやはり自校方式に比べましたら8倍とか10倍とかいう形になっています。この残滓につきましては、やはり献立委員会で一生懸命、栄養士と一緒に献立委員会等で献立について考えられていますけど、これについては本当にアンケート、いわゆる子ども嗜好とかいうところもありますし、やはり家庭に対する啓発等がありますので、そういう諸々の面の方策を考えまして、残滓を減らしていくということにつきましては、まだ2つ、センター方式と自校方式がありますので、この残滓を、自校方式でも同じですが減らしていくという法策を考えていくということで、この残滓が0ということを目標に掲げてですね、やはりやっていかななくてはならないだろうというふうに思っております。

それから時間の問題ですが、この時間の問題は、やはり、昨日までこの料金改定について保護者説明をしまいった中でもやはり出ておりました。これは残滓にも関係するわけですが、小学校低学年で時間が短い、さあ食器を取りに来るから早く食べなさいというふうな形で言われて、そして子どもが食べきれずに残しているという部分もいわれています。ですから、これにつきましては中学校では時間的には影響ないということでございますけど、小学校につきましてはそういうふうに時間の影響がございますもんですから、これについて配送業者に相談しまして遅らすという形をとっていきたいと思っておりますので、今からこれ、協議をしていきたいと思っております。本当に保護者の方々からの要望でもありますので、これについては努力をしていきたいと思っております。

米飯給食の回数ですが、今、自校方式で111回、センター方式で90回の米飯給食というふうになっています。先ほど質問者言われていますように、センター方式ではやはりパンの方が安い、自校方式ではパンの方が高いという形が出てきています。これも審議会の中で言われますように審議をされています。そしてやはり出来るだけ米飯を増やせないかという話をされています。ただ栄養職員の方の話も聞きますと、やはりパン食を中には交えて、そして食欲をかき立てるといふ面もありますということも聞いていますので、これはセンター方式と自校方式で値段が逆転していますので色々な面で検討していかなくてはならないと思っておりますが、そういうご意見もいただいておりますので、この米飯給食の回数については今後検討していくことにしています。

江口委員

時間に関して今は配送業者への相談とのみ、お話がございました、報道等でもあるように地域によっては給食を含めた昼休みの時間を延ばすという取り組みもされています。その点についてはどのような協議になっているのか、学校教育のほうでお聞かせください。

学校教育課長

一日の学校での時間の流れ、いわゆる時定といいますが、その選定につきましては学校長の権限事項となっています。しかしながら、先ほど説明にもありましたとおり、給食費値上げについての説明会の中で、特に小学校の保護者の中から時間が不足しているという要望が多々ありましたので、それを受けまして先ほど教育部長が申しましたとおり、中学校、小学校それぞれに、その時定の変更について投げかけました。学校の方では35分間ありますが、それでは到底ということですから、5分延長について学校に投げかけています。中学校長会のほうからは、中学校はそういうことの必要はないということでしたので、それは保護者の声とも一致しますので、来年度も通常通り行くと思います。小学校の方では1年生2年生と5、6年生ではずいぶん時間に差があるのでそれを一概に5分延ばすことがいかどうか、そういう投げかけも小学校の校長会長の方からいただいておりますが、今後22校の校長会で再検討していただくようにしています。

江口委員

是非しっかりとした検討をして実施していただきたいと思うわけです。確かに中学校については言われたように時間的な問題ではないのであればそこについては実施する必要はないと思

いますが、小学校ではそういったお話があります。また、やはり食べるのが遅い子というのは、いるんですよね、そして嫌いなものが出たときは遅くなるんですよね、だけど時間をかけることで食べることがあるわけです。そういうことも含めてきちんと考えていただきたいと思います。他方、中学校は時間の方は大丈夫といましたが、センター方式19年の実績では19%残っているわけです。中学校についてもじゃあそれをどうやってきちんと食べていただくのかそれをきちんと考えていただきたい。そのためにも献立をしっかりと考えなくてはならないと思うわけです。今ではまだまだどちらかというとセンター方式のところが多いと思いますが、ご飯の方が残っていますよね。この前学校給食の試食会が1月に入ってありました、上穂波小学校であって私どもも行ったんですが、あの時飲み物は何でした。

学校給食課長

主食としてパンまたはご飯と牛乳になっていますので、牛乳を出しました。一応お茶も用意してましたけど。

江口委員

そうですね、実はお茶があったんですあの時は、ご飯でしたよねあの時は、ご飯の給食だったんだけど、牛乳確かにありましたよ、最初配ってありました、ところが途中で気の利く学校給食課の職員の方が「こちらにお茶があります」と「お茶が必要な方はどうぞ」といわれたわけですよ。やっぱりご飯と牛乳って合わないんですよ、ですよね、どう思います。

教育部長

私たちの年代からしたらやはりご飯と牛乳というのは食べにくいと、ただ、子どもたちがそのような形の中で出して、子どもたちにどうかという話を聞いていませんので、子どもたちの考えは分かりませんが、私たちの年代からしたらやはりご飯にはお茶という形では思っていますけどね。

江口委員

私たちの世代がそうであれば、その子どもたちですので、家庭ではそんな食生活なんですよ。家庭とそう違うものを食べて合うわけは無いわけです。やはり、合わないものをずっと出すのがいいのかどうか。お話の中でご飯またはパンとおかずと牛乳だという話がございましたが、牛乳は絶対必要なものですか。

学校給食課長

牛乳につきましては主食の栄養価の中に加えられるようになっていきますので、ご理解をよろしく願いいたします。主食として必要なものと算定されています。

江口委員

牛乳については学校給食に必ずしも必要ではありません。必ずしも必要ではないんですよ。牛乳を出せないところもあるわけです。全て牛乳を出すなというつもりは全く無いんです。牛乳出してもいいんだけど、そのときは工夫が必要だと思っているんです。パン給食のときは当然一緒に出していいと思うんですけど、献立上どうしても牛乳によってカルシウムなりを補おうと思うのであれば、ご飯給食のときには2時間目と3時間目の間の休み時間等々ね、そういった別な時間に出すことでちゃんと飲んでいただく、そしてご飯の時には別に熱い、冷たいお茶でも結構だと思いますのでそういった形でやっていただきたいと思うんです。検討していただけない。

教育部長

本当にこれ食欲とといいますか食育の面にも関することですので、貴重なご意見、検討したいと思います。

江口委員

是非検討してください。やはり私たち日本人の体には伝統的な日本食が合ってるんだと思います。私自身は、主張としては週5回の完全米飯給食だと思っています。牛乳については本当

に必要であれば今言いましたように2時間目ないし3時間目の休み時間ですべきだと思っています。そういった部分を含めながら努力をしていただきたい。そうしないとせっかく値上げをして栄養価を高めても残滓が増えていくのであれば、体の成長にも妨げとなります。是非それをやっていただきたいと思います。

滞納についてなんですが、21年度の予算では滞納をどの程度見込んでいるのでしょうか。この予算の現年度分があるんですか、これはこういった根拠で出されているか教えてください。

教育部長

この滞納問題いわれていますけど、これは大体1.5%ですかね、98.5%の収納を見込んでいるということになります。

江口委員

小学校、中学校とも98.5%ということですか。

教育部長

小中ともそうです。

江口委員

審査要望に対する答えの分で現年度分については98%収納率を見込みとあるわけです。現年度分が98%というのも今までと変わらないわけですから、本当はこれ98%ではないと思うんですが、98.5%、0.5%でも収納の向上を見込むわけですが、そのためにどういったことをやっていくのか、取り組みと今後の取り組みが問題になってくるかと思うんですが、この、今までの取り組みについて、おおよそ、1軒の取り組みについてどのように滞納整理に取組んでこられたのかお聞かせいただけますか。

学校給食課長

滞納につきましては夜間や休日における個別徴収や電話等による督促を積極的に現在も行っていきます。個別につきましては、一軒に対しましてはとにかく顔を合わせるという大前提でいっています。留守につきましては何回も行き、面談できた場合につきましては次の約束を取り付けその日には必ず行っているという状況です。金がないといった場合につきましては分納のお願いをして、その次に何日に払っていただくかという約束を取り付けて徴収を行っています。

江口委員

滞納が発生したとしますよね。そこからどういうふうな動きになるのか、例えばどの程度で文書を出す、電話をする、何とかをする、何とかをするとかあると思うんですけど、そこをご案内ください。

学校給食課長

納期を1ヶ月過ぎますと未納通知を送付し、3ヶ月未納でしたら督促通知を出しております。その後、滞納が続きますとその時点で戸別訪問を行うようにしております。

江口委員

1ヶ月を過ぎると納付書等を送るんですね。そして3ヶ月を過ぎると督促通知を送る。戸別訪問となるわけですが、未納の家庭には続くでしょうから、毎月その納付書が送られていると思っただいいんですかね。そして3ヶ月目からは督促通知がずっと毎回来ると思っただいいんですか。

学校給食課長

納付書につきましては毎月再発送しております。督促につきましては3ヶ月ごとに行っております。

教育部長

すみません、訂正をさせていただきます。納付書につきましては今言いましたところで最初に出すんですけども、その後必要だという方が来ましたら納付書を出しておることです。督促については3ヶ月ごとに督促をやっておると。そういう督促を出しながら夜間、戸別

の徴収に回っておるという状況です。

江口委員

まず1ヶ月目に納付書が行くと。2ヶ月目はそれはなくて、3ヶ月目に督促通知が行って、それから3ヶ月ごとに督促通知が行く。それにあわせて戸別訪問等をやるという形だと思うんですが、戸別訪問ないし電話なんですけれども、1件につき何回分くらいやっておられるんでしょうか。先方とつながった回数と。ざっと平均でいいです。1年間でどの位やっているんでしょうか。

学校給食課長

月1回は行くようにしております。

江口委員

月1回は必ず先方とコンタクトをとっていると思っただけですか。電話若しくは戸別訪問で必ず先方と月1回は会っている、ないし連絡は取れているということですか。

学校給食課長

必ず1回は会っておりません。というのは留守もありますので、そのときにつきましては訪問に伺いました、という訪問通知を郵便受に入れて帰っております。

委員長

江口委員さん、これは予算なので、できればそういう部分は要望で終わらせていただきますようお願いいたします。

江口委員

きちんと滞納を処理しないと、おいしいご飯を食べていただけないわけですから、きちんとやっていただくなくては困るわけですが、今まではそうだった。いま何人くらいの方がやっているんでしょうか。いま滞納整理を学校が関わるのかどうか、それとも学校給食課のみ、どのくらいの体制でやっているのか。

教育部長

通常給食課だけでやっております。ただ先ほども答弁があったと思いますけれども、特別に徴収体制を組んでやるというときには教育委員会の課長補佐以上について一緒に行って頂くという様な形の中で強化して徴収をやるという体制も、時には組んでおるということです。

江口委員

多分それでは足りないだろうなと思うわけですね。特別なときには課長補佐以上でチームを組んでいくという、それが昨年の年末ですよ、事故が起きたわけなんですけれども、それでは足りないんだと思うんです。前は学校がある程度全面に出てやっていた部分があると思います。その部分の協力をどうやって得ていくのか。そして、現実をどうやって知っていただくのが大切になると思うわけですが、滞納についてなんですけれども、先の一般質問だったかと思いますが、学校別の滞納に関しては個人情報があるのでというお答えがあったわけですが、学校別の滞納状況、出せませんか。

教育部長

学校名を公表するのは控えさせていただくということを言っております。ですから、基本的に今後の方向性にもあるんですけれども、学校そのものにはといたしますか、その学校の保護者の方にはやはり自分の学校はどの位あるよということを知っていただきたいというふうに思っております。ですから、食育通信あたりでやはりそういう啓発をしていかななくてはならないと。ただし、この部分についてはPTAとよく協議しないと自分の学校に何件あるとか件数は駄目よとかいう話になるかもしれませんので、そこらあたりについては学校当局またはPTAとよく討議しながらやっていきたいと思っております。ただ、やはり啓発は大切だと思いますので考え方としてやはり知っていただきたいと、その学校の保護者の方には知っていただきたいというふうには考えております。

江口委員

ぜひその協議をしてという形になるかと思いますが、是非その部分を含めてやっていただいて、そうじゃないとある意味自分たちのこととして受け止めない部分が出てくるかもしれません。その点についてしっかりとお知らせをしていただきたい。滞納の法的整理を行うということを説明会でも明言をされております、その点は一步前進かと思うんですが、その点どのような形でやっていかれるのかお聞かせください。

教育部長

滞納については先ほどから縷々ご質問をされているわけですが、やはり滞納、保護者説明会のときにも滞納の問題が出てくるわけですね。何を心配されているのかといいますと、やはり滞納があったら自分たちの子どもに100%食べさせてないんじゃないかということをお心配されておられるわけです。やはりこの給食については納められた金額はすべてその金額を返しておると。繰越金あたりで充てておるんですけれども、当該年度に100%とるのは正しい方向性だろうと思っております。それで、この徴収につきましてもやはりもっと徴収を強化すると、先ほど言いました徴収の強化月間のときに徴収と一緒に回ったんですけれども、やはり忘れられている方が多いんですね。ということは、電話あたりでも常に再交付といいますが、そういうものをしていけば忘れられてある方の80%、90%までいかないかもしれませんが、70%までいくというような形も出来てこようと思うんですよ。そういうこともやりながら戸別徴収、そして今言われました法的措置を最終的にはとらざるを得ない。法的措置につきましても簡易裁判所に支払い督促の申立という方法があるということで調査研究をした中でそういう弁護士さんともあっておりますし、いろんなところからの事情も聞いておりますので、そういう方法をとってやっていきたいというふうに思っております。

江口委員

簡易裁判所に対する支払督促申立、そこに至るまでなんですけれども、こういった形、先ほどは1ヶ月目で納付書が来て、3ヶ月目だというのがありましたよね。その部分について、こういった形で進んでいくのかお聞かせください。

教育部長

先ほど言いましたように、口座振替が多いんですね。約70%近くあります。月末落としでありますことから、1円足りなくても落ちないと。口座振替はだいたい20日過ぎたら順次何やらかんやら落ちていって、月末というと大体最後なんですよ。この最後の中で1円足りなくても落ちないということで、口座振替をしている方については、大体言えば納めていただきます。ところが、今言われています裁判まで持っていく方については、督促、催告、過年度もいっぱい溜まっている方がいるんですね。そういう方についてはお会いしても、私も何件かお会いしたんですけれども、なんと申しますか、誠意がないというか、「次に来てください」、また「次に来てください」とかいう形の中で決して納めようとされない部分なんですよ。先ほどから言うておりますように、落ちなかったとか、そういうものがずっと積み重なって何ヶ月にもなるんですけれども、そういうものについては再交付とかそういうものを繰り返しながら戸別訪問をして、そしてやはり悪質と、どうしても支払能力があるのに納められないという方について、今いいましたような申し立てをやるということで考えております。

江口委員

是非その部分をルール化が必要だと思っておりますので、PTAも含めて議論をしたうえで決めていただいて、それもちゃんと食育便りの中でお伝えしながら、「こうなりますよ。ちゃんと納めてください。納めていただけない方には、飯塚市はこうやってちゃんとやるんです」というのを知らせていただく努力をしていただきたいと思います。そこで秀村委員も言われた就学援助等々についてなんです、やっぱり今回でも生活が厳しい中でというお話があります。就学援助等々の減免制度についてご案内をお願いいたします。

学校教育課長

就学援助につきましては、小中学生に必要な給食費、それから基本的な学用品等を支給するようになっております。生活保護世帯以外の方々を対象にして住民票や所得で審査をいたします。先ほど教育部長が申しましたとおり、生活保護家庭の1.5倍の所得までを受け入れて援助しているところでございます。最近の経済状況の厳しさの現状をかんがみまして、今年の4月以降の支給からは、全世帯に就学援助についての案内状を配布するよういたします。また、例年通りPTA総会や入学式の折には学校の方からご案内を差し上げるよういたしております。また、本年度には市報にも掲載をするように準備をしているところでございます。

江口委員

就学援助をいただく方と生活保護の方も減免だと思います。額がどのくらいなのかと、およそどれくらいの数があるのか、もし掴んでおられましたらお願いいたします。

学校教育課長

就学援助を支給しておりますところにつきましては2月現在で準用保護、1620名、そして要保護の方は約500名程度と把握しておりますので、あわせて2100名ほどということとなりますから、本市の小中学生のトータルで20%程度ということでございます。

江口委員

1620名が就学援助で、500名程度が生活保護の部分と考えてよろしいですね。ありがとうございます。申請して、その決定が出て、減免が適用になるまではこういった形になるのでしょうか。

学校教育課長

通常、4月に案内をいたしまして、6月でいったん集約をいたしますが、その後、年間を通して随時受付をしております。

江口委員

そして、減免になった部分、そういった方々も給食費については市のほうが公費として支払って、この学校給食費の現年度分に入っているということでしょうか。

学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

八児委員

一つ二つ聞かせていただきたいと思います。今回の値上げによりまして栄養摂取量がどのような形になってくるのでしょうか。中学校のエネルギーが文部省基準よりも下がっております。それで、今回の値上げでどこまで栄養が、カロリーとか栄養面について、どこまで向上できるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

教育部長

今回の料金改定につきましては、文科省基準値を満たす部分ということで、おかげが貧しいと言ったらいけません、さみしいとか、一品少なくなったとかいろんな面を言われておりますけれども、そういう一品増えるとかいうことではなくて、この栄養をきちんと満たすということでご理解をお願いしたいと思います。

八児委員

我々は通常3食、食べておると思いますが、学校給食の位置づけといいますか、特に小学生、中学生に対して食育の問題なんですけれども、どのようにとらえておりますでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長

食育につきましては、学校の中でも強化の時間や総合的な学習の時間におきまして、学校栄

養士と協力しながら食育指導を行っております。また、学校給食課のほうで出します食育便り等も通じまして家庭への啓発をしているところでございます。

八児委員

言っているのかわかりませんが、私は毎週月曜日くらい朝立ちをしておりますけれども、小学生が一人通って行くんですよ。尋ねているんです、「朝ごはん食べよるか」と。そしたら食べてきてないんですよ。1年生ですからまだまだ弱いというのがありますが、眠たそうに学校に行っておられますけれども、今後大事な小学生、中学生にしてもそうなんですけれども、カロリー低いんですよ。やっぱりしっかりと保護者の方にお知らせして、きちんと子どもさんを、未来の宝を育てていくという観点で、どこかにないのではないかと私はこのようにこの数字を見たときに思うんです。そういう思いの中では市だけの問題じゃないんですけれども、別のところでお話をしたら、保護者じゃない方が言われることには、給食費の滞納とか言うのは大変だと思います。先生もこういうのに関わったりされておるみたいですので、自治体なり国なりがしっかりと、義務教育とは基本的に、こういうふうに関わってくる話になったら大げさな話になってくるかもしれませんけれども、やはり給食もきちんと子どもに与えていける、そのような子育てをしていかなきゃいけないんじゃないかという話を聞かされたといいますか、聞いた話でございます。そういう意味で市長、何とか給食値上げはせないかンかもしれませんけれども、やはり大きな将来の飯塚市の現場に立ったときに、子どもさん方にやはりきちんとした栄養を取っていただける、そのような環境を作っていただけではないでしょうか。これは要望させていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

本予算書の368ページ、滞納分なんですけれども、先ほど4,620万円という数字が滞納総額で出てきておりましたよね。そのうち滞納分を克服するということで、580万円の目標といいますか、繰越分、滞納を克服するという数字にしかありません。結局8分の1くらいの数字なんですよね。その理由がどうなのかということと、570万円、580万円の克服では、1年間の滞納が約800万円とか860万円とか言う数字を言われておりましたので、滞納が累積していくということになるんじゃないかと思います。いまひとつは補正予算書の10ページに8,058万1千円という数字が出ていますけれども、これはささやかな質問で申し訳ないのですが、学校の先生方の給食費がこのうちいくらくらいなのか、小学校と中学校と給食費が違いますから、小学校の先生と中学校の先生は給食費が違うのだろうかというような質問であると思いますけれども、教員の人たちの給食費が8,500万円のうちのどのくらいを占めるのかを教えてください、その2つです。

教育部長

まず最初の部分のお答えを私の方からしたいと思います。この滞納繰越分、大体例年の徴収の実績を見ながらこの部分は上げさせていただいているのが現状です。ただ、先ほどから申ししておりますように、この滞納徴収につきましては、本当に強化していくという形をしておりますけれども、当初予算の中では例年の実績で上げさせていただいているということで、今後この部分については、先ほどから言われますように、例年受け続けていくのではないかといわれておりますけれども、例年増え続けていかないように、今後しっかりと取り組んでいくということですので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:40

再開 14:41

委員会を再開いたします。

楡井委員

それでは、補正予算書の10ページの8,058万1千円の中身については後ほどお知らせください。よろしくお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

梶原委員

値上げについては答申が出て、教育委員会のほうで決定されるまでの部分については、説明がありましたのでわかりますが、その決定されてその後それぞれの地域を回られて、説明会がありましたけれども、一回しか行ってないんですが、保護者の方の参加が少なかったと思うんですが、他のところではどうだったんですか。私が行ったところは5、6人だったので。

教育部長

申し訳ないことに、12校区回りまして、同じような出席状況でございました。一桁の部分です。

梶原委員

そこで、説明会が十分に浸透してなかった部分があると思うんですよね。この部分で、予算が通るかどうかわかりません。通った場合に、今後の説明の中で議会で通ったからとかいうようなことで説明はしてほしくないんです。それで、今後、値上げについては、これからも十分保護者に対して理解をしていただけるような説明会なりいろんな考えがあるかと思うんですけれども、何か今後十分ゆきわたってない説明の部分について、考えがあるのかどうか教えていただけますか。

教育部長

先ほど言いました説明会でございますけれども、2月24日から3月12日までという中で12中学校区で説明を開催してまいりました。議員ご指摘のように、やはり人数が少なかったという状況がございます。給食については市報とか市のインターネットで保護者の方にお知らせは「こういう状況ですよ」ということでお知らせはしておりますけれども、保護者の方一人ひとりにこういう保護者の意見もありました、こういう説明会をやりました、そのなかでこういう形を取らせていただきますということで説明をしなくてはならないと思っておりますので、そういうものを今月中といえますか、保護者の意見も取りまとめた中で説明会の中での保護者の意見も取りまとめた中でお知らせをしていきたいと、保護者の方全員にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

江口委員

先ほど聞き忘れておりましたので。滞納整理にかかるコストは一般会計からの繰出しになっているんでしょうか、それとも督促手数料をいただいたりしているんでしょうか。

教育部長

滞納整理にかかるこの費用と申しますのは、夜間徴収や電話をします。ですから、これにかかる人件費、それから通信運搬費等々がかかってまいります。ただ督促の手数料というものはいただいておりませんので、費用の面だけかかって、入ってきてはいないということです。

江口委員

やはりその部分についても整理をする必要が出てきているのではないかと考えています。ここをきちんとやっ払いこうとするとコストはかかるわけです。ここの部分は特定の方に対するサービスですよね。税を未納であれば督促作業すれば督促手数料等々いただきます。そういった部分も含めてきちんとやっていただきたいとお願いをします。学校給食費、今回98.5%で組まれていることでわかるように、現実に未納の部分に関しては、はっきりと子どもたちの給食に影響を与えているわけです。その点も含めてしっかりと検討していただきたいとお願い

します。

委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

いろいろ代表質問から一般質問、そして今日の審議、いろいろ聞いてきましたけど、どうしてもこの給食費の値上げについては、市側、教育委員会側の冷たさばかりがですね、見えてくるというふうに思います。また改めて本会議では討論したいと思いますけども、今日はこれで。29号も68号もいずれも反対いたします。

委員長

他に討論はありませんか。

江口委員

29号ならびに68号に賛成の立場で討論いたします。今回、給食費の値上げをさせていただくわけですが、ある意味この部分はやむを得ない部分があると思っています。そしてまた、その現行の給食において問題となっている残滓、そして滞納等についても教育委員会側の努力も見られるところがございます。ぜひその努力の更なる向上をお願いしまして、私の討論いたします。

委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議題中、議案第29号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議題中、議案第68号 平成21年度 学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 平成21年度飯塚市立病院事業会計予算を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第33号 平成21年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。

飯塚市立病院につきましては、地域医療振興協会を指定管理者とし、利用料金制により運営されておりますことから、病院の入院・外来診療等の収入や医者等の人件費、光熱水費などの支出は地域医療振興協会の経理となり、市立病院事業会計には含まれておりません。市立病院事業会計の内容は、主に・筑豊労災病院を買い取るために起こした合併特例債21,500千円及び病院事業債214,600千円の返済・病院の建物・設備などの減価償却・公立病院に対する国の財政支援分の地域医療振興協会への交付となっております。

別冊の平成21年度飯塚市立病院事業会計予算書3ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち収入、1款病院事業収益)1項医業収益)133,150千円は、公立病院に対する国の財政支援で、交付税措置される金額を一般会計から繰り入れるもので、2項医業外収益)4,553千円の主なものは、病院事業債償還利息で地域医療振興協会負担分や地方交付税措置分を繰り入れるものです。4ページをお願いします。支出のうち、1款病院事業費用)1項医業費用191,744千円の主なものは、公立病院に対する国の財政支援で地方交付税措置される金額を地

域医療振興協会に交付する病院管理運営交付金と減価償却費であり、2項医業外費用)4,426千円の主なものは、病院事業債の償還利息分であります。5ページをお願いします。資金的収入及び支出のうち収入)1款資金的収入の繰入金22,585千円につきましては、病院事業債元金償還に対する交付税措置分の一般会計からの繰入金及び地域医療振興協会負担金であり、支出1款資金的支出)2項企業債償還金22,585千円につきましては、病院事業債元金償還金であります。以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

資料要求をお願いしたいと思います。市立病院の経営状況が分かる資料のほうを出していただけないでしょうか。

委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。

ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

健康増進課長

提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:01

委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

江口委員

資料ありがとうございます。

資料を見ている限り、好転の兆しはあるものの、まだちょっと厳しい状況かなと思っています。というのも、再三出ておりますように、医師の確保の問題があるんだと思っています。その医師の確保について地域医療振興協会と協議、どのようになっているのかお聞かせいただけますか。

健康増進課長

協議と申しますか、私ども管理者とよくお会いしますので、医師の確保についてのお話しもよくいたします。また、管理運営協議会、今年度2回ほど開催いたしております。そこに地域医療振興協会の理事長さんもお見えになります。市長、副市長も出席されておりますけども、その中でも市長、副市長、強く理事長に医師の確保について要望されております。

状況につきましては議会で何度も代表質問等っておりますけれども、開設時20名、現状として22名となっております、常勤医師が。その後、今年度退職、また派遣元に帰られる医師が4名、また、新規に就職される方が1名と、医局等から派遣される医師が5名、計6名の増で、合計24名となる予定でございます。

江口委員

地域医療振興協会は私たち飯塚市に常勤医師をきちんと揃えてスタートすることを約束したわけです。その分をお願いする対価として、私どもは、飯塚市は交付税として入ってくる分を

きちんと全額差し上げると、それでやっていただくというお約束なわけですよ。それが約束だとするならば、何でその約束が2/3しか果たしていただいてないわけですよ。そうすると私どもも2/3ということを考えなくてはならない時期が来るんだと思っています。ですので、きちんと先方に文書等々持ちながら、これを強力にお願いしてください。そして、この分に関しては、今1年が経ちました、経とうとしています。2年、3年と引っぱるものではないと思いますので、来年度中くらいには、再来年度の予算において、交付税できた分を全額出せるかどうかは分からない、そこについてある意味きちんとした取り決めをやっていただきたい。そのことで振興協会ももっともっと本気になる部分があると思いますので、その点を検討していただきたい。このことをお願いいたしますが、よろしいですか。

保健福祉部長

市立病院の医師の確保、それから経営につきましては代表質問の中で数多く取り上げられております。それだけ市立病院に対する不安と期待が大きいものかと受け止めているところでございます。医師の確保につきましては市が設置者でありますし、振興協会は経営責任があるということで、双方最大限の努力をしております。しかしながら一方で医師の不足という事情も否めないところがございます。そういうことで医師の確保が進まない。そういう中で21年度につきましては何とか、少ないですけども、増員をいたしました。それも我々も努力をいたしましたけども、振興協会側の努力も大きいものと思っております。筑豊の管内には医師の引き上げ、医局の引き揚げがあると聞いておりますけども、市立病院に関しましてはもちろん医局も引き揚げもございまして、それに代わる医師をまた派遣していただくというお願いが通じておりますので、また数としては結果的には増えたような形になっております。契約書の中には今のところペナルティの文言はございませんけども、重く受け止めていただくことからしても、今後はいろんなことを向こうのほうと話し合っていかなければならないと思います。ただ、今医師の不足という状況を考える中で、病院の経営と医師の確保につきましてはお互いの信頼関係と努力する中で何とかがんばっていきたいと思っております。

筑豊労災病院の後利用を継続すると、それからまた、地域医療の中核的な病院としての体制を整える意味でも、今後も最大限努力をしていく考えでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

江口委員

この医師確保に第一次的に責任があるのは地域医療振興協会です。飯塚市も設置者として責任はありますが、まず頑張っていたかなくてはならないのは地域医療振興協会です。ですからその部分をきちんと認識した上で、文書等をもってきちんと申し入れをしてください。そして、このまま交付税の相当額を、全部3分の2しか約束を果たされないまま、また、し続けるのかどうか、それを含めて検討をお願いしたい。この2点、お願いできますか。

保健福祉部長

これからお互い、病院の安定経営のためにも医師の確保は当然でございますし、当初の事業計画では32人と配置計画は出されておりますので、そういうところをふまえた中で病院側と協議をしていきたいというふうに考えております。

文書を出す、出さないを含めまして、協議させていただきたいと思っております。

江口委員

協議をする部分と、要望することはきちんとわかるような形でお伝えするという分がベストだと思っています。当初の約束の実現に向けて、きちんとした部分をやってください。お願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

まず予算書の3ページ、その他医業収益ということで、1億3,315万あります。この内容について説明してください。それから、5ページにですね、収入の方ですけど、備考の欄にですね、2,258万5千円他会計繰入金と、その他会計繰入金とありますので、この3つの数字を説明してください。

健康増進課長

3ページのその他医業収入でございますが、一般会計からの病院事業に対する負担金で、病床数と救急病院に係る交付税創設相当分を計上しております。病床数につきましては250床×48万2千円で、1億2,050万円、救急病院分につきましては1,265万円、合計で1億3,315万円となっております。5ページの他会計繰入金、508万2千円、その他繰入金1,750万3千円についてでございますが、筑豊労災病院購入の際の病院事業債に係る21年度分の元利償還金額が2,258万5千円となっております。そのうち一般会計において、交付税創設された金額、508万2千円を他会計繰入金として受け入っております。また残額の1,750万3千円については、指定管理者が負担しており、その他繰入金として受け入れているところでございます。以上でございます。

楡井委員

そうすると、3ページのその他医業収益、これがそっくりそのまま協会の方へ流れて、協会の方へお渡しするという金額で、今江口委員の方からも指摘があった金額だと思います。それで、代表質問の際に総務省がとった措置ですね、これはこの金額はどのくらいになるのか説明してください。そしてさらに、その総務省の措置の活用がですね、どういうふうに出るのかについても説明していただきたいと思います。

健康増進課長

まず、総務省措置の公営病院の支援についてですけど、その性格につきまして、病院事業に対する措置でありますので、病院事業の経営安定のために活用されるものだと考えております。仕組みにつきましてですが、公立病院に対する財政措置のうち、入院ベット数に関する支援につきましては、市が交付を受けた交付税措置相当分を市立病院に交付することといたしております。しかし、例えば20年度の交付措置につきましては、2年前の18年度のベット数に応じて、18年度の基準に従って交付されております。このため本市には交付税は入ってまいりません。市の歳入がないため、市立病院の負担金を出さないこととすると、市立病院も困ることになるため1年繰り上げ、20年度には19年度の基準に基づいて交付し、以下順次年度を繰り上げていくことといたしております。20年度の交付税交付基準につきましては、1床あたり48万2千円で平成21年度基準は59万円程度になる予定です。総額として、20年度基準では1億2,050万円、平成21年度基準では、1億4,750万円となり、2,700万円増額となる見込みでございます。

楡井委員

ちょっとひっかかることなんですけど、市の方に国の方からお金が入ってこないのに、市の方は先払いで協会の方にお金を出すというふうに出取ったんですが、そういうことですか。

健康増進課長

私どもが受取るのは2年後になりますので、そこまでというのは、一番最初の協議で1年ずれた形で交付していくという状況でございます。

楡井委員

市に入るのは2年後、協会に入るのは1年後、市としては1年先入れということになるわけですね。

健康増進課長

そのとおりになります。最終的に何十年後かにもしなくなった場合には、なくなっても先に入ってまいりますので、その後が外に出てくるということになってまいります。

楡井委員

それはそうでしょうけど、今の説明の途中なんですけど、病院も困ることになるので、というふうに地域医療振興協会のために、1億2,050万でしたかね、財政が厳しい状況の中から市の方が先に建替えないかということが、今の説明の中の内容だというふうに思います。先ほど問題になりました経営の推移表ですよね、経常利益というところをみれば、100万とか400万とかいう形で、12月1月は400万黒字であり、12月100万、約200万の赤字という数字になってますけども、その3段上の事業利益の欄ではずっと赤字なんです、1,500万とか900万とか2,200万とか。これで結局今言われた1億3,315万ですか、これを月々に分けて入れれば、1,311万4千円、今一番最後の1月でいえば1,311万4千円ということなんですけど、これがなければ実質赤字です、全体的にみてもね、ということでは必ずしも好転というふうには言えないんじゃないか、この国からの補助がなければ、成り立たないということになっている。病院としては、国からの補助も含めて営業をみてあるわけでしょうけど、この事業利益ということだけをみれば、やはり医者の不足ということは否めないんじゃないかと思うんです。先ほど江口委員も言われましたけど、医療協会が約束を果たしてないんですよ。にもかかわらず、飯塚市の方は国の方から入ってきてもいないお金を先に出していると、それが1億3千万、1,826万円の補助を入れないということで、この前の議案の時に審議しました給食会計、それからゴミ袋とかバスの有料化とかいうようなことをちびちびやりながら、負担かけながらこういう大きなお金をドカンドカンとやっている、というのが実態じゃないかと、そういうふう思うわけです。ですから、この協会の責任を果たしていただくように頑張りたいと思うんです。私、代表質問でも言いましたが、2月9日に東京に行って、地域医療振興協会の事務局総務の井内さんという人にお会いした時に、そういうことをちゃんと確認、承認しとるかというふうに言うと、「約束はちゃんと認識している」と言いながら、それを認識しているから努力していると、いうふうに言っておりますので、是非この点での責任を果たすように市の側からも強く働きかけるべきだと強調しておきたいとします。それで、その地域振興協会に約束をきちんと果たさせるために、管理運営協議会というのが行われているはず。これが、これまで1年たちますけど、何回行われて、どういう内容が審議されたのかについてお聞きしたいと思います。

健康増進課長

管理運営協議会につきましては、平成20年度には6月と12月の2回開催しております。議題としましては、第1回は市立病院の現状、医師や看護師の確保状況や病院の機能についての説明を行い、飯塚市立病院市民会議の設置に関する審議をいたしております。第2回目は市立病院の患者数の推移や医師の確保状況などの現状、飯塚市立病院市民会議における提案や要望等の説明をした上で、協議を行いました。先ほど申しましたように協議においては市長、副市長が地域医療振興協会の理事長に医師の確保について、強く要望いたしております。以上でございます。

楡井委員

2回しかやられてないと、いうふうにあえて言わせていただきます。これだけずっと毎回の一般質問や代表質問の中で、医者の確保の問題については、たびたびその問題になっているんですけど、それを協会の方に強く要請したいと、公に要請する場所がここだけではないと、思いますけど、やっぱり公の場所で、こういう会議の場所できちんと伝えと、その結果も出してもらうというような方向で、していかなければならないんじゃないかと思ひますし、市長も是非そういうことで頑張ってください。そうしないと、経常利益もあがりませんよ。よろしくお願ひします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

質疑の中でも言いましたけど、市民の暮らしは様々に犠牲にしながらも、国からきたお金を先払いするというではありませんけど、そういう意味でも手厚い財政的な援助というにも関わらず、医師の確保状況の努力、これが具体的な形で見えてこないということでもあります。したがって、この、約束を果たさない協会に対する責任をきちんと取るように追求していただきたいと思います。これが出来ない理由は市の方にあるとは思いませんけど、是非お願いしたいと思います。以上です。議案第33号の反対討論に代えます。

委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第33号飯塚市立病院事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

議案第36号 飯塚市付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書47頁をお願いいたします。提案理由でございますが、飯塚市子ども読書推進計画を策定するにあたり、同計画に関して調査・審議する付属機関を設置するため、本案提出するものでございます。48頁をお願いいたします。飯塚市付属機関の設置に関する条例の別表に「飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会」「飯塚市子ども読書活動推進計画に関して調査審議すること」を加えるものです。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

子供読書活動推進計画がやっと策定されようとしています。この附属機関の委員構成ならびにスケジュール等について、お聞かせいただけますか。

生涯学習課長

まだ案の段階ではございますが、委員については10人以内をもって組織するように考えております。そして、その委員でございますが、学校図書司書、あるいは司書教諭、保育所、幼稚園、ボランティア団体、それから大学図書館司書あるいはその関係者、県の図書館の司書あるいは関係者、教育事務所、図書館運営審議会の委員さん、市の児童育成の関係、学校教育関係、こういった方々を今考えておるところでございます。

委員長

スケジュール。

生涯学習課長

すみません、スケジュールでございますが、一応5月くらい、今ですね、児童生徒調査、あるいは学校図書館の調査、学校の実施調査等を計画しております。学校実施調査につきましては、4月に予定いたしておりますので、素案を5月ごろには立ち上げまして、1年間のうちに作り上げたいと考えております。

江口委員

今お話のあった中で、いろんな方々が出てきてたのかなと思います。是非ですね現場の方々

がきちんと議論ができるようにしてください。そしてまたサービスを受ける子供たちに近い方々が市に入れるようお願いをいたします。また合わせてスケジュールに関しては1年をかけて作り上げたいとお話でございました。その中で、原案ができるでしょ、審議をする訳ですが、途中でパブリックコメント等市民の側から意見を聞く手続きがどう確保されるのか、また、そういった原案等をどうやって知ることができるのか、そして出来た後、もしこれが機能し、計画ができたあと、実際どのように動く形にしていくのかお聞かせください。

生涯学習課長

委員会につきましては、3回の委員会を開催して策定を考えておりますが、その審議の状況をふまえ、また委員会の意見等も聞いた上で、パブリックコメントで意見を募集すると、あるいは公表していくというふうなことを検討させていただきたいというふうに考えております。それから、実効性を持たせるために、ということでございますが、これにつきましても委員会のあるいはこの図書関係の方々の意見をお聞きしながら、いずれにしても実効性が上がるようなものとなりますよう、検討をしていきたいというふうに考えております。

江口委員

いろんな計画を行政は作るわけですが、それが実際に市民に役に立つようにするには現場の意見をどうやって聞くか大切になってくると思います。そういった部分にも配慮をきちんとやっていただけるようお願いをしたい、またあわせて実効性の確保の部分で、この委員会1年かけて作るとういいましたが、それから後これはなくなるのかどうか、わかりませんね。逆にこれが、その後の読書活動推進計画、推進なわけですから、それが実行状況をきちんと確保しながら、チェックしながらやるのかどうかもありますので、それも含めてきちんとしたものができるように、これは教育委員会だけの作業ではありませんよね、児童育成の方とも絡みますので、それも合わせてやっていただきたいとお願いをいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第36号飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第38号飯塚市教育職員の給与等に関する条例を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、昨日の本会議において31番議員からなされました審査要望に対する答弁を求めます。

学校教育課長

議案第38号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例」について補足説明をいたします。議案書の67Pをお願いいたします。

本条例につきましては、飯塚市立小学校において少人数学級編制事業を実施することに伴い、飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、飯塚市教育委員会が採用する教育職員の給与等に関する事項を定める必要があるため、本案を提出するものであります。第1条に趣旨、第2条から第16条に給与の詳細等を規定しております。

続きまして、昨日の本議会における審査要望についてお答えいたします。

ご指摘の趣旨は、条例制定の是非ではなく教育職員が本来持つべき志の必要性について、ご指摘と熱い期待をいただいたものとありがたく受け止めています。ご指摘の第10条第1項につ

いては、通常ほとんどあり得ないことであり、逆に手当を支給する場合について例外的に限定をしておく必要があると考えます。また、関係法規によりまして、給与に関する事項及び服務に関する事項についてそれぞれ条例化するようになっておりますので、このような記載が必要であります。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第38号飯塚市教育職員の給与等に関する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長

議案第40号「飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の75Pをお願いいたします。提案理由としましては、高等学校及び高等専門学校に係る奨学資金を増額するとともに、市内の短期大学又は大学に在学する希望者に対して加算を行うことにより、奨学資金貸付の充実を図るため本案を提出するものであります。

議案書76Pの新旧対照表をお願いいたします。高等学校、高等専門学校につきましては、別表のようにそれぞれ5000円増額しております。第11条におきましては、返還方法を月賦・半年賦・年賦のいずれかを月額均等返還に改めるものです。このことにより、高額滞納とならないために、早期に返還金額や期間について個別対応ができるようにするためのものです。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

6条の関係ですけど、住民票がどこにあっても市内の大学に在学しておれば、この奨学金は受けられるということなんでしょうか。同時に11条をもう少し詳しく説明していただきたいというふうに思うんですけど。その2点お願いします。

学校教育課長

第6条に関しましては、保護者が飯塚市内に住民票を置いていることが、要件となります。お子さんが、市内、市外、どこの大学に行かれていても結構でございます。続きまして、第11条につきましては、これは奨学金の返還期間等について説明をしております。通常、正規の修業期間、例えば高等学校3年間、大学4年間の貸付を受けた場合、別表に記した返還期間、公立高校ならば5年、公立の大学ならば10年以内で、毎月均等に返還していただくこととなります。市内大学在学で、希望されて月額5千円多く貸付を受けられた方につきましては、返還期間を延長して返還していただきます、という内容でございます。しかしながら、なんらかの事情で貸付を1年しか受けなかったという場合につきましては、別表で規定した期間より短い期間において、返還していただくこともありえます、という内容のものでございます。

補足をいたします。先ほどの第6条に関しまして、保護者が飯塚市内に住民票を置いていることが要件で奨学資金の貸付はいたしますが、大学につきましては、市内の大学、3つ大学がありますが、そこについての5千円の加算につきましては、その条件プラス市内の最大3大学であるということでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

保護者が飯塚市に住民票を持っておれば、学生さんがどこであろうともよございまして、その後5千円プラスの件はどういうことなのかということと、それから高等学校、高等専門学校、専修学校というんですか、これが条文にないんですけども、金額は変わってますけど、条文がどこにあるのか説明していただきたいと思います。

学校教育課長

まず、市内の大学の5千円につきましては、まず1点、有能な資質を有する学生さんに市内に残っていただきたい、つまり飯塚市民で、でございます。もう1点が、市内大学への進学率を上げることにより、学園都市いづかでありたいという願いから、市内の大学に在学する子供さんについては5千円多く支給をしてでも、大学に行きたい人は是非行ってくださいという、姿勢でございます。次に、高等学校、高等専門学校、および専修学校については、飯塚市奨学資金貸付基金の貸付対象は、公私立の高等学校、高等専門学校、専修学校、公私立短期大学および公私立大学在学者となっておりますので、ご質問の高校、高専、および専修学校もこの条例に含まれることになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

あの、高等学校、高専、専修学校、この条文は全然、今回は影響されてないということなんですけども、それは何条になるのかなというのが、何条でこの金額が上がるのかということなんですけど、これ、専修は上がってないんですよ、3万円が3万円、あと、高校と高専はちょっと上がるんじゃないかと思うんですけど、条文をちょっと示してください。

学校教育課長

第6条の別表に定める、ですので、下の別表をご覧ください。高等学校、公私立高等専門学校については、5千円の値上げでございます。そして、専修学校や大学につきましては、市内の3つの短大や大学のみ5千円の増額、ということでございます。

委員長

他に質疑ありませんか。

田中廣文委員

この飯塚市の奨学金でございますけど、県のとダブってもいいんですかね。それと、飯塚市の子供たちが県の奨学金どれくらい借りているかわかりますか。

学校教育課長

飯塚市の奨学金につきましては、他の奨学金と重なって受給することはできないようになっております。それから、県の奨学金をどれだけ借りているかということについては、市の方では把握できておりません。

田中廣文委員

そういうことになるとね、同じように例えば県に申し込んで、市にも申し込むというようなことはありますよね。その時に把握していないとどうして調べるんですか。それをお聞きしたい。

学校教育課長

県の奨学金の申し込んだ後、市の奨学金に申し込むことになります。これは本人に確認をとって、その確認の書類で貸付を現在行っております。

田中廣文委員

それとですね、今いろいろリストラとかで高校を辞めていかなければならないような状況に

ある人もおると思うんですよね。その辺も考慮しながら枠を広めていくとか、もし、明日からお父さん仕事なくなったんで、なんとかどうかならんかということもあると思うんです。その辺もね、やっぱり今後考えていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけですね。その辺どういうふうに。

学校教育課長

子供たちを取り巻く経済状況の厳しさを鑑みまして、昨年度10人を18人、というように、高等学校が18人、大学は18人というように、それぞれ枠を拡大したところでございます。また、急にリストラ等で大学に払う授業料が不足したためというケースにおきましては枠内でありましたら、年間を通じて対応をさせていただいているところでございます。

田中廣文委員

そういうことではね、枠があればいいんですよ、枠がいっぱいの場合にね、やはり緊急的なものでも考えていくような状況を作らないかんのやないかと、こう思うわけですね、やはりせっかく就学しながらお金がないという理由で辞めていかなければならないということになった時のことを考えた時にですね、市としてその辺を市民の優秀な人材をそこに置き去りにしていくということにはならないと思うんです、その辺しっかり、今後の検討課題としてでも早急にこの問題を解決していただかないかというお願いをしときます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第40号飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしとご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の5件について報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

中央公民館長

交通事故の発生につきましてご報告いたします。本件事故につきましては去る2月13日金曜日午後2時15分ごろ、中央公民館職員が公務中、県道飯塚市潤野 - 大日寺線と市道本町 - 向町線が交差する信号および停止線のない三叉路交差点に進入した際、左側道路より右折してきた車と衝突してものです。車両の損傷につきましては助手席ドアの後方ボディーを損傷、相手方車両は左フロントバンパー等を損傷したものでございます。人身傷害につきましては双方ともございません。本件に事故に係る損害賠償につきましては、相手方と協議中でございます。公用車の安全運転につきましては、職員に対し日ごろから注意を喚起しておるところですが、今後ともより一層安全運転につとめてまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「潁田保育所新築工事について」、「鯉田保育所の移譲について」、「飯塚市東保育所の民

営化について」以上3件の報告を求めます。

保育課長

穎田保育所新築工事は、平成21年3月6日に竣工しております。現在は、平成21年4月1日からの保育所運営に支障の無いように穎田第1・第2の保育士と保育課が業務終了後に施設の器具等の操作や環境整備等を行っております。

次に、児童と保護者の不安を招かないために、昨年10月からは、くすの樹会から毎日1名以上の職員を配置し、2月からは、5名以上の職員を配置して円滑に引き継ぎを行っております。平成21年3月5日には、民間移譲後に働く職員の紹介を兼ねて全保護者との懇談会を行い、親交、交流、親しく意見交換をいたしております。また、平成21年3月31日、午前11時より保護者代表委員の発案により保護者と新旧保育士が参加した中で、鯉田保育所引継式を行う予定で花束、お礼の言葉が贈られることになっております。

次に、飯塚東保育所施設案内を平成21年2月26日午後2時より行いました。来られた法人は、4法人です。なお、申請書類の受付期間は、本日から3月19日までとなっております。法人選考につきましては、3月下旬から4月中旬にかけて行いたいと考えております。

以上、簡単であります但し報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「子育て応援特別手当について」の報告を求めます。

児童育成課長

子育て応援特別手当について報告いたします。現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育て負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として第2子以降の児童について1人あたり36,000円を支給し、子育てを行う家庭における生活安定の確保に資するものであります。支給対象者は、平成21年2月1日を基準日として、平成2年4月2日以降に生まれた子ども(18歳以下の子)が2人以上おり、かつ、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた、平成20年度において小学校就学前3学年に該当する子どもがいる世帯の世帯主に支給するものです。飯塚市の住民基本台帳上の住所地を基準とし、2月1日基準日における該当児童数は1,763人となっております。次に、支給までのスケジュールについてですが、住民サービスを第一に考え、定額給付金と窓口を一本化し対応することとし、定額給付金支給と合わせ、申請書の発送を3月16日、申請受付開始を3月18日、申請期限を9月18日、口座振込開始日を3月30日から予定し、現金給付につきましては、4月末から5月初旬開始を目途に検討しております。以上簡単ですが子育て応援特別手当についての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成19年度事業分)について」の報告を求めます。

教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成19年度事業分)について」報告いたします。

このことにつきましては、昨年5月12日に開催されました本委員会において、改正されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定により、20年度より教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、本年度終了後の本委員会において20年度事業分の結果報告する旨の報告をいたしておりましたが、昨年12月になって福岡県

が同事業評価に係る要綱を策定し、本年度については制度施行初年度ということもあり、本年度中に評価する対象事業を平成19年度実施事業とすることとしましたので、本市につきましても県に習い、本年度中に報告する事業については、19年度事業といたしております。なお、20年度事業分につきましては、先の報告のとおり、20年度出納閉鎖後以降の本教委員会での報告を予定いたしております。

内容につきまして、その概要の説明をいたします。本日配布しております「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書(平成19年度事業分)」の1ページをお願いいたします。教育委員会の事務事業の点検・評価を行う目的やその方法等について記載いたしております。評価方法につきましては、(平成19年度に策定した)「飯塚市教育施策要綱」に掲げております教育委員会所管の各分野の基本目標について、19年度の各事業の実施による達成状況を評価し、A(達成している)からD(事業の見直しが必要)の4ランクで行っております。この評価を行う上で、法で「教育に関して学識経験を有する方の知見を活用すること」とされておりますので、前ページ目次の下段の囲みに掲載していますが福岡教育大学の坂本准教授にお願いし第三者としての評価をいただいております。3ページをお願いします。点検・評価の対象はここに記載しておりますように学校教育から図書館事業まで6区分全55基本目標に対し、103の事業を実施しております。評価結果はA「達成している」26目標で全体の47.3%、B評価「概ね達成している」が25目標で45.5%、C評価「課題あり」が2目標で3.6%、及びD評価「事業の見直しが必要」とあるとの結果が2目標で3.6%でありました。4ページをお願いします。4ページ以降に各事業ごとに、目標とこれに対する事業名、所管課、評価上の意見等、評価結果を記載しています。各項目の詳しい説明につきましては、省略させていただきますが、本評価を行うにあたり各所管課において各事業の取り組み状況、成果、課題、今後の方針等の自己点検評価を統一様式、統一内容で行い、その事業別の評価を先ほど説明いたしました坂本先生に外部評価いただき、本報告書に取りまとめたものであります。この評価結果報告書につきましては、議員の皆様にも提出するとともに、市民の皆様にも教育委員会事務局や市ホームページで公表し、ご意見をいただき、教育行政の改善に役立ててまいりますのでよろしくお願いいたします。以上簡単ではありますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。